

津市総合計画基本構想試案(第5章 重点プログラムの編成とその展開方向)
及び津市総合計画前期基本計画試案に対する意見募集の結果について

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
津市総合計画基本構想試案			
第5章 重点プログラムの編成とその展開方向			
24 40 ページ	津市総合計画基本構想試案「第5章 重点プログラムの編成とその展開方向」(40ページ～49ページまで)及び「第3章 (2)広域交通ネットワークの形成」	<p>合併後、広域化した津市の各地域別の産業政策が記載されていますが、過去からの政策の変遷などにより、現在および将来に対して政策指針が立場により逆の結果を招きます。</p> <p>三重県は第二次大戦後、主に製造業の集積地として発展したため、現在の日本で全国上位の景気の良い地域で、主に理系出身者の就職先が恵まれているが、1980年代ごろまでは三重県内にはそれらの産業はあまり無かったため津から名古屋などへ通勤通学する場合が多かった。駅近くに住む方が効率が良かったが1985年ごろからグローバル経済化が進み、企業が欧米進出をはじめ、仕事で海外との行き来が頻繁になった結果、電車で名古屋や東京へ行くことより、飛行機で海外に行くことの方が増えている。(例:シャープ、東芝、松下電工あるいは中小含むハイテク系会社など)</p> <p>90年代に欧米と関係が深まった企業関係者、アメリカ留学経験者などが三重にアメリカの(主にカリフォルニアの)産業と文化のライフスタイルを持ち込んでいる。北勢ハイテクパークなどが出来ているのもそのため、研究開発が日常業務であるため車通勤があたりまえとなっている。イオンなどの大規模ショッピングモールなどが三重で普及しているのもそのため。</p> <p>一方、津市は三重県の県庁所在地であるため、国の期間が津駅周辺にあり、国から地方への予算などにより国の公務員が自治体などに派遣され津駅周辺に住むようになり駅前などにマンション建設が進んでいるが、前述のアメリカのライフスタイルを三重に持ち込んでいる人々(企業、研究関係者など)と、公務員や地元の商店や地域にのみサービスをしているサービス業の人々とのライフスタイルの違いが津市には存在している。</p> <p>公務員など後者が駅近くが便利と考えるのは、日常車通勤ではなく、東京などへの出張時に鉄道を使うため、反対に車通勤が主流の欧米型研究開発職の人は駅周辺に人や車が集まりすぎると、駅周辺が渋滞したり、不動産地価が上がるので、駅周辺再開発には否定的である。</p> <p>鈴鹿と四日市はアメリカ型産業が中心であるので、津市のような問題は無いが、この津市固有の問題を政策として解決する必要がある。</p> <p>津市は、近鉄とJRの線路が市中央部を通過して東西を分断していることが最も問題。(県と国の機関が津駅周辺にあるため、駅を津市の海岸沿いに作ると不便であったため)</p> <p>鈴鹿と四日市は駅は海岸沿い(白子など)のため踏切による渋滞が無い。近鉄四日市駅周辺は全て高架になっている。</p> <p>津市はもともと線路から東部が市街地であったが、道路予算と建設は三重県の管轄で、県の政策として津市の線路より西部が80年代後半から開発され、西部の方がかえって中心になっている。</p> <p>90年代に進出したダイエーと松菱が破綻したのも、津市の80年代後半からのグローバル化政策への対応遅れのためである。</p>	<p>本基本計画は、基本構想における施策体系に基づき、施策の目標と、その目標を達成するための事業展開の方向性をお示しするものです。当該ご意見については、今後、各種関連計画の策定、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
		<p>例： ・伊勢自動車道、津インター出口東中勢バイパス交差点の渋滞： 中勢バイパスがまだ片側1車線であるので、バイパス開通工事推進とともに片側2車線化をすすめると、なぎさまちへ向かう中勢バイパス南向き左折車の渋滞緩和になる。 ・津駅南側の護国神社前(旧博物館前)道路と近鉄が交差する広明町の踏切渋滞： この道路は旧博物館建設時に作られたもので、博物館が移転予定のため、踏切として残す必要は無く、線路下にトンネルを設けて道路を通し、踏切を廃止する。(近鉄線 東古河町ガードのように) ・津駅北、上浜町にある伊勢鉄道のみ小さい踏切の渋滞： 津市西部の方が開発され住宅が増えたため、線路より東に位置している、三重大学、三重大病院、あるいは、中勢バイパスが全線開通していないため、県道津関線から旧23号線に抜ける車がこの上浜町踏切を大量に通過している。津関線から旧23号線に抜ける鉄道線路上の高架道路を作る必要がある。旧23号線に抜ける車がこの踏切に集中する理由は、朝の出勤/通学時に、津駅西の交差点が徒歩通学の高校生のため大量渋滞になっている。さらに、護国神社前道路の広明町踏切渋滞、県庁前吉田山T字路交差点渋滞(附属中学小学生の徒歩通学による)のため (解決策) 津駅西口から徒歩通学をスクールバスに切り替える。 セントヨゼフはかなり以前から津新町発着スクールバスを導入している。</p> <p>・近鉄津新町駅北踏切のトンネル化 津駅南踏切トンネル化同様、踏切廃止をすべき</p>	
2 40 ページ	第5章 重点プログラムの編成とその展開方向	<p>プログラムの編成の中に安全安心の項目がありません。なぜなのでしょう。か不思議でなりません。我々人間は、まず治安が維持され災害時の対策が万全に施されてはじめてこの町で生活することに喜びを感じることができるのではないのでしょうか。</p> <p>まず、今後予想される大規模な地震時において市民の生命と財産の安全を保障することに全市を挙げて取り組んでください。この県の中で、災害時要援護者対策が、本人からの申し出が出にくい点もあるのか相当遅れているようです。市及び自治会等がもっと積極的に取り組むべきではないでしょうか。</p> <p>次に、学校へ通学する子どもたちの安全対策ですがありません。12月9日付の新聞によりますと、学校保健法が大幅に改正され、子どもを守る姿勢が、明確になり、安全管理の主要目的を従来の授業時間などの怪我防止から、通学時を含めた防犯防災に転換する方針を固めたとありました。通学路の交差点改良や保車道の分離など、交通安全の取り組みを積極的に推進してください。</p> <p>最後に、治安維持についてですが、この件は、まさにまちづくりの基本であり、行政だけではなく、自治会も含めた全体で取り組むべき事柄と考えます。前段でも申し上げましたが、まちづくりの基本はやはり安全安心です。一番最初に取り組むべき項目なのに、いつも2番目です。不思議でなりません。古代ローマの護民官の精神を以って、我々市民の命を全力で守ってください。</p>	<p>市民が安心して暮らせるまちづくりへの取組についてご意見をいただきましたが、これらの内容は、特に目標別計画において、「安心して暮らせるまちづくり」として、市政の大きな5本柱の一つとして取り上げ計画を編成としておりますことから、今後は計画に基づいて、市民の安全安心の確保に向けた着実な取り組みを進めてまいりたいと思います。</p> <p>なお、地震をはじめとした大規模な災害時における対策については、目標別計画の46ページからの「第1項 災害に強いまちの形成」において、災害時等の避難対策、また災害に備える体制の確立や地域防災体制の強化などの取組を記述しているところであり、ソフト面、ハード面から安全なまちづくりを推進していきたいと考えています。</p> <p>また、通学路の交差点改良や保車道の分離など交通安全に向けた取組については、目標別計画の42ページ、「生活道路の整備」の「2、安全安心な道路等の確保」、56ページの「交通安全対策の推進」の「1-①交通安全施設の整備」において取り上げており、治安の維持に関しては、59ページ「防犯対策の推進」の中で、自治会をはじめ各種団体、関係機関などと連携した取組を記述しており、これらの施策を通して安全安心なまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
3 47 ページ	第5章 重点プログラムの編成とその展開方向	①東部エリアについて次の趣旨を追加願います。 ア「河川桜並木公園を創出して、景観を良くし、人々が自然と集まり、健康的に憩い、人の交流が深まり躍動する空間を提供していく。」 (現在、岩田川の右岸(自然に恵まれた神戸地区側)に、数年前、桜並木が造成されましたが、自然の恵みのない岩田川左岸(新町地区)はまったく無視され、地域格差・差別を強いられています。) イ「都市計画道路(上浜元町線)建設においても、新町地区南部地域を含む南北両側地域内の同道路は完成、または工事中ですが、計画されている南部地区内の同道路は、その建設予定が全くなく、道路交通網が重要地区でありながら、道路は狭隘で整備されていなく、地域格差・差別を受け、不便を強いられています。早急に対処するようにする。」	4つのエリア区分に沿った「地域かがやきプログラム」については、特色ある地域振興を目的とするもので、東部エリアにおいては、知の拠点としての情報発信、地域を担う人づくり、地域連携による交流の推進を主な柱として、個性が輝く地域づくりを進めることとしています。 ご質問の趣旨については、今後の計画に基づく、良好な景観の形成、あるいは、市内道路整備の推進に際しての参考とさせていただきたいと思えます。

津市総合計画前期基本計画試案

第1章 計画フレーム

4 1 ページ	第2項 人口 (1) 総人口	「すう勢値」は、「これまでの本市のすう勢が継続すると仮定したものだが、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の推計値などの信頼できるデータを用いているのであればその出典を明らかにすべき(単純にグラフを直線で延長するようなことは何も根拠がなく不適当なのは言うまでもない)。	本市の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所の推計した指標値も用いながら、本市の住民基本台帳人口と外国人登録人口の合算数値を元に、コーホート法を用いて独自で試算したものです。
5 1 ページ	第2項 人口 (1) 総人口	一方、「目標値」は、「めざすことが可能な水準を試算したもの」ということだが、政策効果を何らかの方法で試算したのか、希望的な、やや高い水準をエイヤ！で決めたのか、明らかにされたい。	目標値については、1ページ4行目に記述していますように、企業誘致や交流人口の拡大などを見込んだ活力のあるまちづくりの展開によって、目指すことが可能な水準を試算したものです。具体的には、本市の2つの工業団地(サイエンスシティとニューファクトリー久居)への積極的な企業誘致を進めることにより、前期基本計画期間内に全ての区画を完売するものとして想定した効果と、基本構想において掲げた交流人口100万人の創出に向けて、前期計画期間内での50万人の交流人口の増加を達成するものとした効果を、産業連関分析の手法等を用いて試算したものです。
6 1 2 ページ	第2項 人口 (1) 総人口 (2) 年齢別人口	目標値の、すう勢値に対する「5千人程度の増加」という数字は根拠が示されていないので妥当性を判断しようがないが、その内訳を、生産年齢人口が4千人程度、年少人口が1千人程度としている。老年人口を全くカウントしていないのは不自然に見えるなど、全体的に目標値の設定には願望が加味されているような印象を受けるが、合理的科学的な反論は可能か。	人口推計については、コーホート法による独自推計の結果をもとにしていますが、老年人口については、すう勢値、目標値とも、平成24年度における人口が7万3千人程度と見込まれるため、トータルで5千人増加としたものです。
7 4 ページ	第4項 就業人口	就業人口の目標値は、すう勢値に対して「5千人程度の増加」となっているが、p.2の生産年齢人口の「4千人程度の増加」と矛盾しないのか。	国勢調査結果において、昼間人口が夜間人口を上回っており、周辺市町から本市への就業者等による流入が市外への流出を上回っている状況にあります。加えて、前述のとおり、積極的な企業誘致等の結果として、さらに周辺市町から就業者が流入してくることが想定されますので、市内居住者の生産年齢人口よりも多くの就業人口の増加を見込んでいます。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
8 5 ページ	第5項 市内総生産	市内総生産が、平成16年実績値に対して、企業努力によって平成24年も平成29年も増加すると予測し、政策効果によって更に増加すると想定している。有識者(例えば、藻谷浩介氏「実測！ニッポンの地域力」)によれば、今後の就業人口の減少に伴い消費市場は(景気の如何にかかわらず)縮小が避けられないと客観的データに基づいて論じられているが、それでも津市に限って言えば、市内総生産は増加すると予測する根拠はあるのか。	本市は、好調な経済発展が続く名古屋圏の影響を受けることができる地域であり、三重県全体としてもこうした影響から、経済成長率は全国でもトップクラスの状況にあります。また、本市の第2次産業についても、企業誘致の効果により、年率5%~12%程度の伸びを示しています。このような背景のもとで、企業努力による生産性の向上はもとより、既存産業の高度化、成長産業の誘致、新産業の育成などに向けた取り組みにより、今後も市内総生産は増加するものと試算したところです。
第2章 目標別計画			
1 美しい環境と共生するまちづくり			
9 6 ページ	1-1 循環型社会の形成 第1項 資源の循環的利用の推進	第1項 資源の循環的利用の推進 5つ目の●において、「より一層の減量化による負荷軽減」の「負荷軽減」とは、誰に対する何の負荷のことを言っているのか不明。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ごみゼロ社会の実現に向けて、ごみの分別や3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進により、一層の減量、資源化が必要です。
10 6 ページ	1-1 循環型社会の形成 第1項 資源の循環的利用の推進	6つ目の●において、「再資源化」の前に「ごみの」を挿入して意味を明確化すべき(p.9の1行目も同じ)。なお、ごみは、減量することは可能だが、再資源化できる量は極めて限られている。「資源の循環的な利用」は、望ましいことではあるが、投じるエネルギーとコストに比較して、それに見合う客観的な効果が得られなければ、過剰に重要視すべきではないのか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ●市民、事業者、市が一体となり、ごみの再資源化の促進を図るなど、資源の循環的な利用の推進を図ることが課題となっています。
11 7 ページ	(1)ごみゼロ社会の実現に向けた3Rの推進	(1)②は標題は「再利用・再生利用」だが、本文の内容は「回収」のことしか書かれておらず、内容にマッチした標題に改めるべき。 また、回収した「リサイクル資源」を循環させるためには、リサイクル製品の生産への支援、リサイクル製品の活用促進にまで取り組むことを明記すべき。	ご意見を踏まえ、次のように標題を改めるとともに、3つ目の「・」の後に以下の内容を追加します。 「②再利用・再生利用」⇒「②再使用・再生利用」 ・商品を購入するときに、リサイクル商品や再使用が可能なリターナブル品を選ぶよう啓発します。
12 7 ページ	(1)ごみゼロ社会の実現に向けた3Rの推進 施策の取組指標	施策の取組指標は「ごみのリサイクル率」を「リサイクル回収率」に改めるべき。	取組指標に掲げた「リサイクル率」は、回収したごみの中で、実際にリサイクルされたものの率を表しており、資源ごみの回収量そのものとは異なりますので、このような表記としております。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
13 9 ページ	1-1 循環型社会の形成 第2項 廃棄物等の適正な処理	第2項 廃棄物等の適正な処理 2つ目の●において、「不法投棄の早期発見、早期対応」は「早期発見、早期対応による不法投棄の防止」としてはどうか(目指すべきは(不法投棄の)防止であることを明確にするため)。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ●・・・早期発見、早期対応による不法投棄の防止を図ることが必要となっています。
14 10 ページ	(1)廃棄物の適正な処理 ①効率的な収集体制の整備	(1)①の1つ目の●において、「効率的な収集体制の検討・整備を図ります」では何をやるのか不明確なので、「効率的な収集体制を確立します」と明言すべきではないか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・・・・収集方法の見直しを行い、より効率的な収集体制の整備を進めます。
15 10 ページ	(1)廃棄物の適正な処理 ②し尿汲み取りの適正化	(1)②において、し尿汲み取りについては、既に適切で安定した体制が確立されているのであれば、「体制の確立に努めます」を「体制を維持します」とすべきではないか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・・・・適切で安定した体制を維持します。
16 10 ページ	(1)廃棄物の適正な処理 ③ごみ処理体制の強化	(1)③の2つ目の●において、冒頭の「再資源化」は3Rのうちのリサイクルだけを指しているが、総合的に取り組むのであれば「3R」と書くべきではないか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進により、・・・安全で安心なごみ処理を推進します。
17 10 ページ	(2)ごみ処理施設等の整備推進 ①新最終処分場の建設推進	(2)①において、「周辺の住民への十分な説明・合意による」は、「周辺の住民への十分な説明による理解と協力を得て」としてはどうか(環境基本計画(p.44)との同様の表現)。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・新最終処分場の施設整備にあたっては、地域住民の理解・協力が得られるよう協議を進めるとともに、環境に配慮した、安全で安心な処理方式の採用による施設の建設を推進します。
18 11 ページ	(3)不法投棄対策の強化 ②不法投棄への啓発	②の標題は「不法投棄への啓発」を「不法投棄防止への啓発」とすべき(表現の適正化)。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ②不法投棄防止への啓発
19 13 ページ	1-1 循環型社会の形成 第3項 環境への負担の少ない社会の形成 (1)地球温暖化対策の推進 ①省エネルギー対策の推進	第3項 環境への負担の少ない社会の形成 (1)①省エネルギー対策の推進に「住宅・建築物における省エネルギー化の促進」を追加すべき。	ご意見の趣旨は理解しますものの、2つ目の●において、住宅等における省エネルギーの取組について具体的に示す形で表現しています。

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
20	13 ページ	(1)地球温暖化対策の推進 ②新エネルギーの導入促進	(1)②において、「家庭への普及啓発」に「助成」を追加すべきではないか(実際に実施しているはず)。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「…家庭への助成による普及と公共施設等への導入を進めます。」
21	13 ページ	(1)地球温暖化対策の推進 ③バイオマスの導入促進	(1)③において、標題は「導入促進」だが本文は「研究を進めます」と食い違っている。本文を「研究を進めるとともに、可能なものから順次実施していきます」とすれば矛盾が解消する。	バイオマスの導入促進にあたっては、前期基本計画期間中の5カ年で研究を進め、基本構想期間内(10カ年)での導入を図っていきたいと考えていることから、原文のまましたいと思います。
22	13 ページ	(2)地球温暖化対策の体制づくり ①地球温暖化対策地域推進計画の策定 ②協働による推進体制づくり	(2)①において、「地球温暖化対策地域推進計画」の策定期間に言及すべき。また、②では、本計画を受ける形で、「～と行政の協働に向けた体制」を「～と行政が協働して地球温暖化対策地域推進計画を実施する体制」に改めるべき。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ①地球温暖化対策地域推進計画の策定 ・平成20年度を目途に、京都議定書目標達成計画を踏まえた「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、…。 ②協働による推進体制づくり ・…市民、事業者と行政が協働して地球温暖化対策地域推進計画を実施する体制を確立します。
23	14 ページ	1 美しい環境と共生するまちづくり 1-1 循環型社会の形成 第4項 環境共生社会の実現に向けた活動	現状と課題について、1つ目の●、《山、川、海、人が共生する元気なまち 津》を《山、川、海、花、人が共生し、躍動するまち 津》に訂正することを提言します。 (理由) ①基本計画全体が、現在の事案の継承が多く、かつ、優等生の文章で、真実、元気がでるでしょうか。 ②「まれに見る化石都市「津」」と言われる汚名を返上するために、各務原市の《桜の回廊》(1月5日付 中日新聞)に負けないためにも、まず、河川桜並木公園を創出して、花の県都「津」としての新名所を創出して、津に賑わいをもたらしたいものです。 ③例えば、桜の苗木の購入にあたっては、住民に一部寄贈を願い、その桜の里親になっていただき、自然が住民の身近に感じる、わくわく躍動する花の県都「津」を実現したいものです。	環境との共生は、花以外にも様々な方法があるものと考えています。また、<山、川、海、人が共生する元気なまち 津>という環境像は、市民会議が中心となって策定を進めてきた津市環境基本計画によるものです。 ご意見の趣旨については、今後、環境基本計画との整合に際しての参考とさせていただきたいと思います。
24	15 ページ	1-1 循環型社会の形成 第4項 環境共生社会の実現に向けた活動 (1)環境基本計画の推進	第4項 環境共生社会の実現に向けた活動 (1)において、「各種の環境関連事業の推進を図る」をp.14の表現に合わせて、「総合的に環境施策を展開する」と改めるとともに、「協働による推進及び～」に「計画」を挿入し「協働による計画推進及び」とすべき(意味の明確化)。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 (1)環境基本計画の推進 ・「環境基本計画」に基づいて、総合的に環境施策を展開するとともに、市民、事業者、行政の協働による計画推進及び進行管理の体制を確立します。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
25 15 ページ	(2)市民の環境意識の高揚 (2)啓発活動の充実	(2)②において、環境フェアは市民だけが開催する文章になっているが、間違っていないか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ①啓発活動の充実 ・市民主体による環境フェアの開催や、……。
26 16 ページ	(3)環境学習・環境教育の推進に係る施策の取組指標について	表中「家庭でできる温暖化対策講座の開催」は、講座名が妙に具体的個別的だが、この同じ内容の講座で年々市民の参加者が増えるとも思いにくいし、決断すれば次年度からすぐに増やせる「講座の開催回数」を5年後の目標に据えるのもおかしなものである。せめて、開催回数ではなく参加者数にした方が、実効性を測る指標として有効ではないか。この講座と、環境基本計画(案)に記載されていた「市民環境大学(仮称)」との関係は整理されているのか。	取組指標に掲げた講座については、市内小学校単位で小学生を対象とした講座であり、講座内容を分かりやすく伝えるための注釈等を工夫します(p16参照)。
27 17 ページ	1-2 次世代に残す自然環境の保全 第1項 多様な自然環境の保全	1-2 次世代に残す自然環境の保全 第1項 多様な自然環境の保全 4つ目の●において、2行目「系に影響を与えとともに、自然環境や親水性が減少する水辺となり」は「系に影響が出たり、水辺における自然環境や親水性が減少する一方」に改めてはどうか(表現の適正化)。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ●都市化の進展による……、生態系に影響が出たり、水辺における自然環境や親水性が減少する一方、ごみ等の不法投棄なども起こっています。
28 17 ページ	1-2 次世代に残す自然環境の保全 第1項 多様な自然環境の保全	表中の「環境林整備計画」は、取組指標に位置づけるのであれば、当然、上の本文中で重要なものとして言及すべきではないか。「樹立」は「策定」という用語を用いるのが一般的ではないか。	施策の取組指標については、計画全般に渡り見直しを行った結果、ご意見の箇所の指標は削除し、4 活力のあるまちづくり、4-1 自立的な地域経済の振興、第3項 林業の振興に係る指標として一本化しました。
29 18 ページ	1 美しい環境と共生するまちづくり 1-2 次世代に残す自然環境の保全 第1項 多様な自然環境の保全 (2)親水空間の形成	(2)の2つ目の●において、「親水性の高い魅力ある水辺環境の創造に努めます」はあまりに漠然として具体性のない施策ではないか。	今後の施策の実施に当たっては、例えば、地域かがやきプログラム・北部エリアにあります「自然と親しむ環境づくり」等の取組を通じて、具体的な施策を推進していきたいと考えています。
30 18 ページ	1 美しい環境と共生するまちづくり 1-2 次世代に残す自然環境の保全 第1項 多様な自然環境の保全 (2)親水空間の形成	(2)親水空間の形成について次の趣旨を追加願います。 「都市部における主な河川沿いに、河川桜並木公園を創出して、人々が自然に、屋外で、健康的に憩い、おのおのが交流を深めることのできる空間を創造する、」	ご意見の趣旨につきましては、今後より具体的な施策を実施していく際、例えば、地域かがやきプログラム・北部エリアにあります「自然と親しむ環境づくり」等の取組などの際の参考とさせていただきたいと思えます。

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
31	19 ページ	(3)自然とのふれあい ①山と川と海のネットワーク事業	(3)①の2つ目の・において、「自然を生かした市民参加イベント」は、もっとイメージが沸くような具体的な記述を加えて頂きたい。	ご意見を踏まえ、次のように改めます。 「・・・きっかけづくりとして、森林・川・海のそれぞれの場で体験・実践できるよう、自然を生かした市民参加イベントを開催し、市民交流を進めます。」
32	19 ページ	(3)自然とのふれあい に係る施策の取組指標について	表中の目標において、ハンドブックの作成時期が何故5年先なのか理解に苦しむが、それを活用して行うとしている「水生生物、ホタルの観察会等」はこのハンドブックが完成していきなくてもすぐにも実施できるのではないか。 そもそも、なぜ「ハンドブックの作成」なのか、また、その内容はどのようなものなのか、説明を書き加えるべきではないか。	施策の取組指標については、全般的な見直しを行った結果、ご意見の箇所の指標は削除させていただきました。
33	20 ページ	1-2 次世代に残す自然環境の保全 第2項 環境保全対策の推進	第2項 環境保全対策の推進 2つ目の●は文章が変であり、次のように改めてはどうか。「公害苦情に対する適切な対応を図るとともに、公害を防止するため、工場・事業場の一層の監視・指導に努めることにより、良好な生活環境を保全していくことが求められます」。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ●公害苦情に対する適切な対応を図りながら生活環境を改善していくとともに、工場・事業場の一層の監視・指導に努めることにより、公害を未然に防止し、良好な生活環境を保全していく必要があります。
34	21 ページ	(1)環境調査の推進 ②市民の環境への理解促進	(1)②において、環境調査結果は、ホームページ上で公表するだけでは不十分であり、広報への掲載等、パソコンを積極的に見ない市民への積極的な情報発信に努めるべき。また、公表の回数、時期等についても明記すべき。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ②市民の環境への理解促進 市民の環境への理解促進を図るため、広報津やホームページ等において環境調査結果を公表します。
35	21 ページ	(2)公害防止対策の充実 ①公害発生源対策の強化	(2)①において、最後は「強化します」ではなく「徹底します」とすべき(強化してます、頑張ってますという姿勢ではなく、結果として徹底されていることが大事)。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ①公害発生源対策の強化 ・・・・公害発生源への監視、指導を徹底します。
36	22 ページ	(3)環境保全対策の推進 ①浄化槽設置の啓発と維持管理の促進	(3)①において、末尾のフレーズを冒頭に移し、「市民と一体となった生活排水対策により公共用水域の水質浄化等を図るため」としてはどうか(修文後の末尾は「強化します」となる)。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ①浄化槽設置の啓発と維持管理の促進 ・市民と一体となった生活排水対策により、公共用水域の水質浄化等を図るため、・・・啓発を強化します。
37	22 ページ	(3)環境保全対策の推進 ②空き地等の管理	(3)②において、空き地等の管理であれば、市民の有志や自治会による自治として取り組めると思われるが、そのような表現を盛り込めないか(空き地所有者等への指導・啓発だけでは不十分な場合がある)。	空き地には管理すべき所有者又は管理者がおり、自治会等が空き地の管理を行う場合は、その土地の所有者又は管理者の許可を得なければ立ち入ることは出来ません。許可を得られた場合、自治会等での対応は可能と思いますが、本来、管理は所有者又は管理者で行うべきであるため、原文のまましたいと思います。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
38 23 ページ	1-3 快適な生活空間の形成	<p>○4つ目の○において、「新たな市街地の拡大」に対する姿勢としては、記述内容に即して基本的に抑制基調で行くべきであり、「検討」では曖昧であり「慎重に対応」に改めるべき。</p> <p>○(2)の①において、「(生活環境を)整え、都心居住を推進する～」は「(生活環境を)備えた市街地の整備を図る～」とした方が、事業の趣旨に即したより適切な表現ではないか。「都心居住」という用語は、一般的に三大都市圏などにおいて職住近接を図るための政策テーマとして用いられるものであり、津市のような地方都市にはマッチしない用語である。土地地区画整理事業自体は住宅供給を直接行うものではなく、道路等の基盤整備が主な目的であることから、「市街地の整備」という表現が最も妥当である。</p>	<p>○4つ目の○について ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>●今後、人口減少社会を迎えるなか、新たな市街地の拡大については社会情勢の変化などを勘案して慎重に対応していく必要があります。</p> <p>(2) 既成市街地の整備 ①津駅前北部土地地区画整理事業の推進 ・安全で良好な生活環境を整え、市街地の整備を図るとともに、都心居住を推進するため地元住民の合意形成を促進し、協働して事業の推進を図り、早期の事業完了を目指します。</p>
39 24 ページ	1-3 快適な生活空間の形成	<p>約3,000人が生活する町屋地区に「子ども公園やコミュニケーションセンター」が無い。高齢化が進む中、①子ども達や高齢者などが、スポーツのできる広場をつくる。②文化地区を目指し、各種文化行事が出来るような施設をつくる。</p>	<p>本基本計画は、基本構想における施策体系に基づき、施策の目標と、その目標を達成するための事業展開の方向性をお示しているものです。当該ご意見については、事業等の要望であると考えられますことから、今後、各種関連計画の策定、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。</p>
40 25 ページ	1-3 快適な生活空間の形成	<p>○④において、表題にあるように、密集市街地の「解消」を目指すべきことに異論はないが、本当に一定期間内に解消するためには、膨大なエネルギーと税金を集中的に投入しなければならず、かつ地権者や居住者の同意と協力と負担を得なければならないが、そのようなことは、財政状況が厳しく、重要な政策課題が他に山積している中では、事実上不可能と断言しても間違いではない。「解消」などと書くだけなら簡単ではあるが責任ある姿勢とは言えず、「整備」あたりが妥当な表現ではないか。なお、劣悪な居住環境の解消と最低限の防災安全性の確保など、最小限の対策に限定した上で、一定期間内に計画的に必ず実施するという、責任の持てる内容の施策を構築すべき。また、具体的な整備手法として、土地地区画整理事業は、密集市街地においてはフィージビリティが高いとはとても言えず、例示とするには不適當と思われるので、削除すべき。</p>	<p>④について ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>④密集市街地の解消 ・既成市街地内の住宅密集地の一部においては、道路・公園等の都市基盤が未成熟で、居住環境の悪化や防災上の危険が高い地域も見受けられることから、地域住民の意向把握に努めながら面的整備等を検討します。</p>
41 25 ページ	1-3 快適な生活空間の形成	<p>④密集市街地の解消について次の趣旨を追加願います。 「新町地区南部地域は、道路事情が劣悪であるにもかかわらず、隣接する地区の都市計画道路(上浜元町線)建設状況と比較し、新町地区南部地域も通ることになっている上浜元町線は、その建設される見込みが全くなく、地域差別・格差を受けている。」</p>	<p>本基本計画は、基本構想における施策体系に基づき、施策の目標と、その目標を達成するための事業展開の方向性をお示しているものです。当該ご意見については、事業等の要望であると考えられますことから、今後、各種関連計画の策定、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。</p>

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
42	26 ページ	第2項 住環境の整備	○4つ目の●において、「計画変更等も含め」というフレーズは意味不明であり、市民が分かる表現に改めるか、削除すべき。	4つ目の● ご意見のとおり削除します。
43	27 ページ	第2項 住環境の整備	○(2)の2つ目の・において、「都心居住」という用語は前述の理由により適切ではなく、この項の趣旨に照らして「街なか居住」に置き換えるべき。その次のフレーズも「都心における(住宅供給)」は不相当であり、ただ単に住宅が供給されればよいという姿勢では、例えば狭小な敷地目一杯に高層マンションが建設される場合に、居住環境の悪化を理由に周辺住民が反対しても保護しないことになる。従って、「民間の集合住宅など、都心における住宅供給の促進」は「目指すべき都市像の実現に資する良質な都市型住宅の供給促進」に改めるべき。なお、修正案にあるような「目指すべき都市像」や「良質な都市型住宅」については、市民や専門家と議論しながら明らかにしていくべきことは言うまでもない。 ○同じく(2)の2つ目の・の後段で、「新たな住宅地の供給」については、受給バランスからその量的な必要性は説明困難であり、むしろ政策的には既成市街地内の宅地の有効活用を促進して対応する姿勢を明確に持つべきであり、「計画的な誘導調整」という曖昧な姿勢ではなく、「必要性や優良性などを見極めながら慎重な対応(を行います)」といった抑制的な姿勢とすべき。	(2)の2つ目の・ 中心市街地活性化法で位置づけられている「街なか居住」という用語については、本市(旧津市)においては、これまで同義語として「都心居住」という使い方をしています。また、「都心居住」、「街なか居住」がご指摘のような形で、一般的に区別されているとは、必ずしも言えないのではないかと考えており、「街なか居住」という表現そのものも、本市においては一般的に浸透していないと考えられることから中心市街地の区域も含めて「都心居住」としています。 なお、民間マンションの建設等については、都市計画法に基づく用途地域を基本として、容積率や建蔽率などによって規制を加えているところです。 (2)のタイトルを「良質な民間集合住宅等の建設…」としていますように、ご指摘の住環境については、土地所有者の権利と居住者の住環境の保全、維持という相反する議論があり、大変難しい側面がありますので、今後、用途地域を基本としつつ、他市の事例や景観上の視点も加味し、都市マスタープランなど諸計画の策定などを通じて具体的に検討していきたいと考えています。 また、後段で、「新たな住宅地の供給～」については、ご指摘の観点も踏まえたくうえで、「計画的な誘導調整」としているものです。 これらを踏まえ、次のとおり修正します。 (2)の2つ目の・ ・都心居住の推進に向けて、民間の都市型住宅など、都心における良質な住宅供給の促進を図ります。なお、新たな住宅地の供給については、住宅需給の動向を勘案しながら計画的な誘導調整に努めます。
44	27 ページ	第2項 住環境の整備	○(2)の「良質な民間住宅等の供給」に関しては、民間個別の住宅建設が太宗を占めることから、それを適切に誘導することが重要であり、次の1項目を追加してはどうか。 ・既成市街地における民間の自主的な住宅整備(既存住宅の建替えを含む)に対して、安全性、耐久性、省エネルギー性等の性能を備えた良質な住宅ストックが形成されるよう、関係業界との連携・協力のもと、支援・誘導に努めます。 ○(2)の「良質な民間住宅等の供給」に関しては、更に既存住宅の耐震改修の促進についても記述すべきではないか。	(2) ご指摘の点につきましては、都市マスタープランなど、諸計画の策定などを通じて検討していきたいと考えています。 また、「既存住宅の耐震改修の促進」につきましては、よりわかりやすい項目設定とするため、目標別計画の「2-1 安全なまちづくりの推進」「第1項 災害に強いまちの形成」において、一括して記載しています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
2 安全で安心して暮らせるまちづくり			
45	28 ページ	第2項 住環境の整備に係る取組指標 ○施策の取組指標において、(公営住宅の)耐震化の取組割合の数値目標は、棟数ではなく率(全戸数に占める耐震性を有する住宅の戸数の割合)で表示すべき。	耐震化の取組割合の数値目標については、現時点の耐震化済棟数を目標年次における目標耐震化棟数を増加設定しているものであり、適切な指標であると考えています。
46	30 ページ	第3項 良好な景観の形成 p.30 ○(2)の②の2つ目の・において、「都心」が具体的にどの区域を指すのかを例示等によって明らかにすべき。 ○(2)の③の「～に向けた取組を検討するとともに」において、「検討」では施策にならないので、「推進」とすべきではないか。 ○(2)の各項目はいずれも施策の内容が非常に抽象的で不明瞭あり、これでは達成状況の評価・検証が困難ではないか。	(2)の②の2つ目の・ ご指摘の点につきましては、今後策定予定の都市計画マスタープラン、中心市街地活性化計画等の個別計画等において、お示していきたいと考えています。 (2)の③ ご意見をふまえ、次のとおり修正します。 ③農村景観の形成 ・農地と集落が一体となった農村集落を維持継承するため、耕作放棄地の解消に向けた取組を進めるとともに、優良農地の保全を図ります。 ○(2)の各項目の達成状況 当該項目の施策につきましては、それぞれの基本施策、他項目での景観形成に該当する施策を抜き出して記載しているものであり、河川、海岸、海浜等の景観形成に係る施策評価等については、該当基本施策で評価等が行えるものと考えています。
47	31 ページ	第3項 良好な景観の形成 ⑤水辺景観の形成について次の趣旨を追加願います。 「岩田川をはじめ、都市部の河川の景観は、排水機能のみの最低の状態です。河川桜並木公園を創出して、景観を良くし、人々が自然と集まり、健康的に憩い、交流が深まり、躍動する空間を提供していく。」	⑤水辺景観の形成 当該項目の施策につきましては、施策の目標を達成するための具体的な事業展開の方向性をお示しているものです。また、ご意見の趣旨である、「健康」、「交流」等についても、それぞれの個々の目標別計画において、施策の目標、その目標を達成するための具体的な事業展開の方向性をお示しています。 なお、個別事業のご要望については、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。
48	32 ページ	第4項 公園緑地の整備・管理及び緑化の推進 ○3つ目の●において、「推進して行く」→「推進していく」	ご意見のとおり修正します。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
49 33 ページ	第4項 公園緑地の整備・管理及び緑化の推進	<p>○(1)の②の1つ目の・において、「緑化運動を先導するなど緑化に努めます」は、公共施設においては民間施設の模範となることから、「緑化運動を先導する形で積極的に緑化に努めます」とした方が意味が明確になるのではないかと。</p> <p>○(1)の②の2つ目の・において、最後の「拡充を図ります」→「拡充していきます」(表現の適正化)。</p> <p>○(1)の②の3つ目の・において、冒頭の「緑化の推進を全市的に普及する」は「全市的に緑化の推進を図る」と改めてはどうか(表現の適正化)。</p>	<p>○(1)の②の1つ目の・ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>②緑化推進 ・道路景観の向上、防災機能の確保を図るため、道路や河川等の緑化に努めます。一方、庁舎・学校・公民館などの公共公益施設は緑化運動を先導するなど、積極的な緑化に努めます。また、住宅地・商業地・事務所・工場などの民有地においても、良好な景観の形成や防災性の向上を図るため、敷地内の緑化を促進します。</p> <p>○(1)の②の2つ目の・ご意見のとおり修正します。</p> <p>○(1)の②の3つ目の・ご意見のとおり修正します。</p>
50 34 ページ	第4項 公園緑地の整備・管理及び緑化の推進	○(2)の③の2つ目の・において、雲出緑地について、緩衝帯としての機能を担保するために地区計画の都市計画決定を行うように記述されているが、むしろ都市施設としての都市計画決定を行うか、適当な地域地区の指定を行うことで足りるのではないかと。	<p>(2)の③の2つ目の・</p> <p>雲出緑地については、既に緑地として都市計画決定されていますが、緑地の整備と当該工業専用地域における土地利用が進んでいないことから、地域住民等の見直し要請なども踏まえ取り組んでいこうとするもので、当該記載としています。</p>
51 34 ページ	第4項 公園緑地の整備・管理及び緑化の推進	<p>①公園の整備促進について次の趣旨を追加願います。 「都市部を流れる岩田川・安濃川・志登茂川の河川沿いに河川桜並木公園を創出して、景観を良くし、人々が自然と集まり、健康的に憩い、交流が深まり、躍動する空間を提供していく。」 (現在、岩田川の右岸(自然に恵まれた神戸地区側)に、数年前、桜並木が造成されましたが、自然の恵みのない岩田川左岸(新町地区)はまったく無視され、地域格差・差別を強いられています。)</p>	<p>①公園の整備促進</p> <p>当該項目の施策につきましては、施策の目標を達成するための具体的な事業展開の方向性をお示しているものです。ご意見の趣旨を含んだ表下としています。また、ご意見の趣旨である、「景観」、「健康」、「交流」等についても、それぞれの基本施策、他項目で、施策の目標と、その目標を達成するための具体的な事業展開の方向性をお示しています。なお、個別事業のご要望については、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。</p>
52 37 ページ	1-4 生活基盤の整備 第1項 上水道・簡易水道の整備	<p>○(3)の①において、「水道事業について市民に啓発を行う」とは非常に漠然としているが、水道事業のどのようなことについて啓発を行うのかその具体的内容も記述すべきではないかと。</p> <p>○(3)の②において、「ライフスタイルの変化に合わせた水道料金の納付方法」とは非常に漠然とした表現だが、具体的にどのような方法なのか具体的に記述すべきではないかと。</p>	<p>(3)の① 水道事業の全般について、水道局だより、ホームページ、ケーブルテレビ、水道モニター会議等を通じて啓発していくことを考えていることから、本表現としています。</p> <p>(3)の② 具体的には、直接窓口納付、口座振替、コンビニでの納付、カードによる納付等、時代に合わせた納付方法というに努める趣旨ですが、今後のライフスタイルの変化により、現在想定していない納付方法が生じてくる可能性を踏まえ、本表現としています。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
53 38 ページ	第2項 生活排水対策の推進に係る取組指標	第2項 生活排水対策の推進 ○基本施策の取組指標「下水道普及率」と、p.39の施策の取組指標「下水道整備面積」とは、どのような関係になっているのか。	第2項 生活排水対策の推進 ○基本施策の取組指標「下水道普及率」とp.39の施策の取組指標「下水道整備面積」との関係については、現在の下水道整備面積2700haを目標年次において3300haを達成することにより、現時点の下水道普及率38.6%を目標年次で44.0%への増加をめざすものです。
54 41 ページ	第3項 生活道路の整備	○一つ目の●において、基盤整備のための事業手法には直接買収方式を含め幾つかの手法があるので、ここで特定の事業手法を挙げるべきではなく、冒頭の「土地区画整理事業等の」というフレーズは削除すべき。 ○2つ目の●において、「これらの(すなわち、狭くて自動車や人の通行に支障がある)生活道路」について、「通過交通の進入等により」という記述は矛盾しているので、削除すべき(「交通事故の危険性が高い」とこと自体は否定しない)。 ○3つ目の●は、文章的に意味が不明瞭なので(言い換えるとこなれていない)、以下のように書き直してはどうか。 ・また、災害時において避難経路や緊急車両の通行の支障とならないよう最低限の(あるいは、必要な)機能を確実に確保することが課題となっています。	一つ目の● ご意見のとおり修正します。 2つ目の● ご意見のとおり修正します。 3つ目の● ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ● <u>災害時において避難経路や緊急車両の通行などに支障とならないよう、最低限の機能を確実に確保することが課題となっています。</u>
55 42 ページ	第3項 生活道路の整備	○(1)の文章は、現実的に非常に困難な課題である「狭あい道路の整備」について、どのような決意と取り組み姿勢で臨み、期間内にどれだけの成果を挙げようとしているのか、もう少し具体的に記述すべきではないか。その下の施策の取組指標は、5年後の目標が「(整備体制の)整備」とだけ記載されているが、指標として基だ不適切かつ不真面目ではないか。体制の整備なら新年度にすぐ実現できるはず。指標としては「狭あい道路の整備量または整備率」を採用すべきではないか。 ○(2)のそれぞれの内容は、非常に教科書的であり、単なる課題の羅列に過ぎないような印象を受ける。もう少し具体的な(計画の期末に達成状況が検証できるような)施策らしい記述にすべきではないか。	(1) 狭あい道路の整備については、国の方針からも整備を推進していく必要があると考えていますが、国、県の予算等、現時点では整備量または整備率を目標設定するには困難であることから、ご意見、総合計画審議会等でのご意見なども踏まえ、当該指標は削除します。 ○(2) 当該項目の1つ目及び2つ目の施策につきましては、それぞれの基本施策、他項目の施策である安全・安心な道路等に関連する施策を抜き出して記載しているものであり、例えば交通安全、ユニバーサルデザインなど、それぞれの施策評価等については、該当基本施策で評価等が行えるものと考えています。 3つ目及び4つ目の・の施策につきましてはいずれも維持管理を中心とした施策であることから、緊急的な対応等も生じてこようと考えられるため、施策目標の設定は困難であると考えています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
56 42 ページ	第3項 生活道路の整備	(2)安全・安心な道路等の確保についての次の事項を追加願います。 「道路状況の劣悪なところの都市計画道路は早期に建設する。」 特に、次の趣旨を追加願います。「津新町地区南部地域は、人家と狭い道以外、ほとんど田んぼで、日常、自動車・自転車・歩行者(特に高齢者・児童)等の通行は非常に危険が伴うが、計画されている都市計画道路“上浜元町線”は、その建設が全く予定されていません。同道路は、大地震の災害時には、かけがえのない唯一の生命線となるものですが、津新町地区南部地域に隣接する南北の両側の地域では、完成または工事中であります。したがって、道路行政においても、津新町地区南部地域は地域格差・差別を強いられているので早急に対策を講じる。」	本基本計画は、基本構想における施策体系に基づき、施策の目標と、その目標を達成するための事業展開の方向性をお示しするものです。 当該ご意見については、事業の要望であると考えられますことから、今後、各種関連計画の策定、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。
57 44 ページ	第4項 墓地・斎場 (2)斎場の整備	(2)において「利便性の高い新たな斎場の整備に向け、具体化に取り組みます」という文章では、整備するのかもしれないのか、整備するならいつまでにやるのかが不明であり、基本計画の記述内容としては意味がないのではないかと。	現在、新斎場整備構想の策定に取り組んでいるところですが、前期基本計画期間内において、構想を基に候補地選定や地元協議など新斎場建設の具体化に向けた取り進めていくことから現状の記述としています。
58 46 ページ	第1項 災害に強いまちの形成	1.町屋地区は消防車や救急車が入れない道路があり、空き地などを利用しての拡幅を図る。 2.町屋地区の道路はR23からと白塚の2方向から入れるが、合流点まで800mの間に接続する道路がないためバイパス道路を設ける。 3.上記2の道路は狭く、海岸堤防は危険につき、中間に南北の道路を設け、地内の交通量の減少を図る。 4.海岸堤防の補強を兼ね道路化を図る、古里海岸整備事業の早期実施を願う。 5.松ヶ枝地区は、調整地域に住宅が建ち、居住環境改善のため市街化する事により改善を図る。	本基本計画は、基本構想における施策体系に基づき、施策の目標と、その目標を達成するための事業展開の方向性をお示しするものです。 当該ご意見については、事業の要望であると考えられますことから、今後、各種関連計画の策定、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。 なお、4のご意見につきましては、目標別計画の「4-2交流機能の向上」、「第3項 港湾の整備」、「(2) 海岸整備の促進」において、事業展開の方向性をお示ししています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
59 47 ページ	2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 災害に強いまちの形成 (P63 施策の取組指標も関連)	○(2)の「施策の取組指標」において「市有建築物の耐震化率」の平成24年度目標値が81%となっているが、p.45の住宅の耐震化率の目標値84.8%より低い設定となっているのは、民間の先導役となるべき公共施設としては適当とは言えないのではないかと。 ○(3)の③の1つ目の・において、「地域防災情報通信システムの整備を推進します」は、下の「施策の取組指標」の表現と整合を取るため、「地域防災情報通信システムを平成24年度までに整備します」と明快に言い切るべきではないかと。	○(2)の「施策の取組指標」 取組指標算出の考え方に誤りがありましたので、次のとおり修正します。 現状(平成19年度) 目標(平成24年度) 市有建築物の耐震化率 80.0% 92.5% ○(3)の③の1つ目の・ ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ③災害に備える体制の確立 ・災害時等における情報伝達手段を確保するため、「津市地域防災情報通信システム整備計画」に基づき、各地域の状況に即した地域防災情報通信システムを平成24年度を目途に整備を進めます。
60 47 ページ	第1項 災害に強いまちの形成	②避難対策の強化について次の趣旨を追加願います。 「津新町地区南部地域は、人家以外に、狭隘な道路と田んぼのみで、どこへ、どのように一時避難すればよいのか、住民にとって不安な地区です。その解決のため、岩田川左岸に一時避難を兼ねた公園の造成と都市計画道路(上浜元町線)の早期建設を行う。」	本基本計画は、基本構想における施策体系に基づき、施策の目標と、その目標を達成するための事業展開の方向性をお示しするものです。 当該ご意見については、事業の要望であると考えられますことから、今後、各種関連計画の策定、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。
61 48 ページ	第1項 災害に強いまちの形成 (P63 施策の取組指標も関連)	○(4)の①の本文中、「防災学習回」→「防災学習会」 ○施策の取組指標において、「自主防災組織の結成率」を現状の99.8%から5年後には100%にまで(つまり5年間でたった0.2ポイント)高めるという目標を掲げているが、もっと適当な指標を選ぶべきではないかと。	(4)の①の本文中、「防災学習回」→「防災学習会」 ご意見のとおり修正します。 施策の取組指標「自主防災組織の結成率」 ご意見、また、総合計画審議会等の審議過程での意見などを踏まえ、削除します。
62 49 ページ	第2項 治山・治水対策の推進	○基本施策の取組指標に掲げられた「ポンプ設置台数」という指標は、その上の文章群との関係が読み取れないが、このような唐突な指標の設定は適切とは言えないのではないかと。	基本施策の取組指標「ポンプ設置台数」 過去大型台風や集中豪雨による大きな被害を受けた本市において、ポンプ場の排水用ポンプの設置は、市が独自で行うことのできる重要な排水対策のひとつであると考えていることから、当該指標は適切であると考えています。
63 50 ページ	第2項 治山・治水対策の推進	○(2)の2つ目の・において、「長期的な展望に立った森林整備を継続的に進める」、「森林を保全するための治山事業を促進します」と記述されているが、具体性の無い、非常に漠然とした内容であり、もっと問題意識や重点を明確にした表現に改めるべき。	(2)の2つ目の・ ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・ <u>山地災害防止機能等森林の持つ公益的機能の保全のため、長期的な展望に立った森林整備を継続的に進めるとともに、森林を保全するための治山事業を促進します。</u>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
64 50 ページ	第2項 治山・治水対策の推進	①河川改修の推進について次の趣旨を追加願います。 「岩田川の景観は劣悪であるので、河川改修に当たっては、右岸(神戸側)と同様に、左岸にも河川公園を造成し、桜並木を創出して、地域格差・差別をなくすこと。」	当該ご意見については、個別事業等の要望であると考えられますことから、今後、各種関連計画の策定、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。
65 53 ページ	第3項 消防体制の充実(他にP53、62も関連)	○(1)の②の3つ目の・において、「救助資機材を整備に努めます」→「救助資機材の～」 ○(1)の③の2つ目の・において、「(デジタル化を)早期に進める」という記述は、曖昧であり、計画期間内に実現するという意味であれば、その旨を明記すべき。 ○施策の取組指標において「救急救命士の人数」を現状の36人から平成24年度には54人に増やすという目標値だが、5年後の津市においてはこの人数で十分という数値なのか、最終的な目標値はもっと上だが段階的に5年後にはここまで増やすという数値なのか、その位置づけや意味を明らかにすべきではないか。	(1)の②の3つ目の・ご意見のとおり修正します。 (1)の③の2つ目の・消防救急無線のデジタル化については、電波法関係審査基準の一部改正があり、これによりアナログ周波数の使用期限が平成28年5月31日となったため、これまでを目標としており、これに伴う事務の集中等が考えられることから早い時期から準備を進めることとしています。 施策の取組指標において「救急救命士の人数」 救急車配置の各署所に救急救命士が複数配置となることを目標に養成計画を立てていますが、5年後の計画数を54名としていることから、当該指標の目標値としています。
66 56 ページ	第4項 交通安全対策の推進 (1)交通安全施設の整備	○(1)の②の3つ目の・において、「(公共自転車駐車場の)見直しを図ります」の意味が判然としないが、「放置や盗難、いたづら」を防止するための対策を講じるということなら、それが分かる表現を用いるべきではないか。 ○(2)の①において、「～を策定のもと」という表現は日本語として変なので、「～を策定した上で、(それに基づき)」に改めてはどうか。なお、同じ表現は度々出てくるので、同様に見直すべき。 ○(2)の③において、「市が」のままであれば「強化します」で受ける構文だが、文意を斟酌すると、「市で(一体となった)」の誤りではないか。	○ ご意見の「見直しを図る」具体的な内容は、禁止区域の拡大及び縮小並びに変更の見直しであることから、次のとおり修正します。 「…公共自転車等駐車場の整備を含めた管理・運営方法の見直しを図ります。」 ○ ご指摘の表記につきましては、特に問題はないと考え、原文のとおりとします。 ○ ご意見のとおり修正します。
67 61 ページ	第6項 消費者の保護 ○(1)の1つ目の・「消費生活に関する事業」	○(1)の1つ目の・において、「消費生活に関する事業」という表現は非常に漠然としており、施策の内容が分からないので、例示を加えるか表現を修正すべきではないか。	○ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「…消費者が被害に遭わないで暮らすことができる社会の実現に向けた取組を進めます。」

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
68	62 ページ	2-2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実 第1項 健康づくりの推進	○基本施策の取組指標に掲げている「普段から健康に気をつけている人(の割合)」は極めて曖昧模糊とした概念であり、定量的な把握に馴染まないのではないか。政策の効果を推し量るためには、もっと科学的な指標を採用すべきではないか。	○「普段から健康に気をつけている人(の割合)」というのは、健康づくりへの取り組みのアウトカム指標としてアンケート調査を通じて、定量的に把握しようとするものであり、食生活、運動など自ら健康づくりに取り組んでもらうよう推進していること、県のヘルシービープル三重(三重県健康づくり計画)での指標とされていることから対比も可能であり、取組指標として取り上げているところです。
69	64 ページ	○施策の取組指標 「ヘルスポランティアの人数」	○施策の取組指標において、「ヘルスポランティアの人数」が、(1,113人から1,160人へ)5年間かけて約4%増というゆるい目標値を設定しているが、この程度で十分なのか。また、こんな目標達成のために何か特段の政策努力が必要なのか。	○ご意見を踏まえ、目標指標を1200人と修正します。
70	65 ページ	第2項 地域医療体制の充実 基本施策の取組指標 「地域医療体制の充実に関する満足度」	○「基本施策の取組指標」において「地域医療体制の充実に関する満足度」を現状の31.0%から5年後に35.0%までわずかに高める目標を掲げているが、これで十分なのか。5年後にもまだ3分の2近い市民が満足していないというレベルで構わない(あるいは、やむを得ない)という認識なのか。	○ご意見を踏まえ、目標指標を40%と修正します。
71	70 ページ	2-3 地域福祉社会の形成 第1項 地域福祉の充実 ○(2)の②の3つ目の・ 「～相談体制の充実を支援します」	○(2)の②の3つ目の・において、「～相談体制の充実を支援します」とあるが、市が誰を支援するのか判然としない。そもそも、相談体制の成実は市が自ら取り組むべき課題ではないのか。	○ご指摘の項目については、津市総合計画審議会における審議の過程で内容を整理した結果、削除しています。
72	71 ページ	第2項 高齢者福祉の充実 基本施策の取組指標 「高齢者福祉に対する満足度」	○基本施策の取組指標において「高齢者福祉に対する満足度」を5年後に33.3%まで高めるとい目標を掲げているが、3分の1の市民しか満足していない状態は極めて低く問題だと言えるのではないかと。同様の指摘は、他の類似の指標に対しても言えることである。	○本市において高齢者福祉サービスは概ね充実していると考えますが、指標の設定に当たっては、福祉サービスを受ける対象者の要件がすべての高齢者でなく、主にひとり暮らしの高齢者を対象としていること、また、本市における介護老人福祉施設の整備は進んでいるものの、入所待機者が多いといった現状を考慮する必要があります。市民意識調査においては、高齢者福祉に関する満足度が23.7%という概ね4人に一人が満足しているという結果でありましたが、前期基本計画期間内において、概ね3人に一人が満足できるよう諸施策を展開することとして目標値を設定しており、段階的に満足度の向上に取り組んでいきたいと考えています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
73	73 ページ (4)の①要介護高齢者の 重度化予防 「～状態を目指します」	○(4)の①において、「～状態を目指します」という記述は、担当部局の心構えとしては理解できるが、具体的な施策の体を成していないのではな いか。	○ご指摘の記述に対する具体的な施策については、平成18年度から平成20年度を計画期間にもつ、津市第3期介護保険事業計画において、詳細な施策を掲げ取り組んでいるところであり、当該記述としていま す。
74	75 ページ 第3項 障がい者(児)福 祉の充実 基本施策の取組指標 「施設入所者の地域生活 への移行者数」	○基本施策の取組指標に掲げられている「施設入所者の地域生活への 移行者数」については、本文中で「入所(院)施設から地域生活への移行 はもとより(略)が求められています」と記述されているが、現状(平成18年 度)の0人と5年後の目標値33人をどう受け止めればよいのか、また33 人の算出根拠を示して頂けないか。	○障害福祉計画における施設入所者数の削減については、国の目標設定 は、平成23年度末時点の施設入所者を現在の7%以上削減することを基 本としておりますが、本市においては、施設入所の待機者が存在してお り、現入所者の地域生活の移行を進めるものの、待機者の減少を図る 必要があることから、現入所者と同数の目標値を設定し、現状は、差引 減少見込み数として0人としております。5年後の地域生活の移行目標に ついては、国の定める基本指針に即し、施設入所者の1割を目標値と設 定し、グループホーム等への移行を見込んでいます。
75	76 ページ (2)安心できる暮らしに向 けた生活支援 の3つ目 の・ 「グループホームやケア ホームの整備を支援しま す」	○(2)の3つ目の・において、「グループホームやケアホームの整備を支 援します」とあるが、その箇所数や入居者数の数値目標を明示すべきで はないか。	○施設整備については、民間事業所が三重県のグループホーム等の事 業補助にて計画し整備されることから、市においては、これらの整備を実 施する事業所に支援を行うこととしております。
76	80 ページ 第4項 児童福祉の充実 (2)の②の2つ目の・にお いて、「仕組みづくりを」 (3)の②の3つ目の・にお いて、「専門研修の実施 に努めます」	○(2)の②の2つ目の・において、「仕組みづくりを」→「仕組みづく り」を。 ○(3)の②の3つ目の・において、「専門研修の実施に努めます」は、必ず 実施するものならば、「専門研修を実施します」と書くべきではないか。	○(2)の② ご意見ののとおり訂正します。 ○(3)の②の3つ目の・ ご意見のとおりに修正します。
77	81 ページ ○施策の取組指標 「子育て支援モデル登録 団体数・個人数」	○施策の取組指標において、「子育て支援モデル登録団体・個人数」が 現状で「一」のところ、5年後に「3,000件」とは急増だが、市民の立場から どう受け止めてよいか皆目分からない数値なので、この目標値の表す意 味を説明して頂けないか。	○85ページ(4)の②「子育て支援システムの整備」のシステムにおいて目 標としている指標。システムを利用する個人、団体の登録者・団体数の 総数としています。
78	81 ページ ○(5)の①の1つ目の・ 「専門研修」	○(5)の①の1つ目の・において、専門研修は誰に対するものなのか書き 加えて頂きたい。また、「実施に努めます」ではなく明確に「実施します」と すべきではないか。	○(5)の①の1つ目の・については、ご意見を踏まえ、「専門研修の実施に 努めます。」を「職員研修を実施します。」に変更します。

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
79	81 ページ	○(5)の③の2つ目の・「サポート体制について検討します」	○(5)の③の2つ目の・において、「サポート体制について検討します」は「サポート体制を整備します」と書くべきではないか。	○(5)の③の2つ目については、市、県、NPO、民生委員・児童委員等が地域の中で、「児童虐待の未然防止」という観点で、各立場でできる支援とその連携方法を検討していくこととしている。したがって市が主体的に体制を整備するのではなく、協働の取組として考えているため、この表現としています。
80	81 ページ	○(4)の②において、「情報通信技術を活用した子育て支援システム」	○(4)の②において、「情報通信技術を活用した子育て支援システム」という表現では漠然としてよく分からないので、具体的な内容が分かる記述に改められないか。	○ご意見を踏まえ、(4)の②を次のとおり修正します。 「…インターネット、地域SNS、テレビ会議システムなど情報通信技術を活用し、子育て支援に関する情報取得・事業への参加、各種相談ができる子育て支援システムの構築を…」
81	82 ページ	第5項 母子・父子福祉の充実 ○基本施策の取組指標「母子寡婦、父子福祉の充実に関する満足度」	○基本施策の取組指標において「母子寡婦、父子福祉の充実に関する満足度」が、現状で13.3%という数値も低い、5年後の目標値を15.0%と設定しているのは、あまりに低すぎるのではないか。依然として85%の方が満足していないというのは由々しき状態なのではないか。	○指標の数値とした市民意識調査は、市民全体の意識や市政の施策への関心、期待度等を計るものですが、「母子・父子福祉の充実」の対象世帯である母子・父子家庭の世帯数は全世帯数の2%に満たないことから、満足度の現状は13.3%と低くなっています。目標値については、18歳未満の子どもを持つ核家族世帯が全世帯の約18%であることから、5年後の目標を15%、10年後は18%と設定したところです。
82	83 ページ	○(1)の「子育て・生活環境の整備」 ○施策の取組指標 延長保育、休日保育	○(1)の「子育て・生活環境の整備」については、行政が直接行う施策に加え、NPOやボランティアの参画と協力を得ながら進める取組みや市民の自助・互助についても重要な役割を担うことを明記すべきではないか。 ○施策の取組指標に掲げられている保育所における延長保育や休日保育の推進は、子育て・生活環境の整備において極めて重要で有効だと思われるが、なぜ施策に明確に位置づけけないのか。	○ご意見を踏まえ、(1)①を次のとおり修正します。 「一人親家庭の……個々の家庭の実情に合ったが選択できるような地域の母子寡婦福祉団体やNPO等の関係機関と連携して子育て、生活環境の整備をします。」 ○ご指摘の点につきましては、第4項「児童福祉の充実」という項目の中の施策の内容の中で「保育内容・保育環境の充実」として記載しております。
83	84 ページ	○(3) 就業支援 ○(3)の2つ目の・	○(3)の就業支援に関しては、雇用者側への雇用促進の働きかけも強化していかないと、受給がマッチしていかないのではないか。 ○(3)の2つ目の・において、「計って」は「図って」の方が適切では。	○現在、ハローワーク等の事業において企業への母子家庭の雇用に補助金を支給する等の雇用者側への働きかけを行っており、これらの機関と連携しながら就業支援を進めております。 ○ご意見のとおり修正します。
84	85 ページ	第6項 国民健康保険 ○基本施策の取組指標「国民健康保険医療費総額」	○基本施策の取組指標において「国民健康保険医療費総額」を掲げているが、現状に対する目標額は、ここまで増やそうという目標値なのか、増えようとするのをここまで抑えようとする目標値なのか。	○国民健康保険医療費総額の目標値の算定にあたっては、本市の過去5年間の医療費の推移が年平均約5.8%ずつ増加している現状があることから、努力目標として毎年△1.8%と積算し、その上昇率を4.0%に抑えるものとして算定しています。 なお、より分かりやすい表現とするため、指標名を「国民健康保険医療費総額(伸び率)」とし、医療費総額と伸び率を併記するように修正いたします。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
85	88 ページ 第7項 低所得者福祉の充実 ○(2)「組織的に自立を促進します」	○(2)において、「組織的に自立を促進します」の「組織的に」はどういう意味か不明であり、一般市民が理解できる表現に改めるべき。	○ご意見を踏まえ、「関係機関との協議も含め、組織的に自立を促進します。」と修正します。
3 豊かな文化とこころを育むまちづくり			
86	89 ページ 第1項 幼児教育 ○6つ目の● 「耐震化整備」	○6つ目の●において、「耐震化整備」という用語はおかしい。「耐震化工事」あるいは「耐震性確保」などに改めるべき。	○ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「安全な教育環境の確保に向け、園施設の耐震化や環境整備に取り組んでいます。」
87	89 ページ ○基本施策の取組指標 「子育て支援コーディネーターの活用」	○基本施策の取組指標において「子育て支援コーディネーターの活用」とあるが、「子育て支援コーディネーター」制度は活用回数をカウントして目標値にできるものなのか。	○ご指摘の点については、津市総合計画審議会等の審議の中で、次のとおり修正します。 「子育て支援コーディネーターによる活動日数」 年間28日→40日
88	90 ページ (1)の①の3つ目の・ 「研修会を実施する」 「幼稚園教諭の資質と専門性の向上」	(1)の①の3つ目の・において、前段の「研修会を実施する」とことと後段の「幼稚園教諭の資質と専門性の向上」とは、原文のように並列で扱うのではなく、因果関係を持たせた方が論理的に適切になると思われるので、「とともに」は「こと等により」に改めるべきではないか。	○ご意見のとおり修正します。
89	91 ページ ○(2)の① 「園施設の耐震化」	○(2)の①において、「園施設の耐震化」は、いつまでにどれだけ(件数または割合)実施する計画なのか、数値目標を示すべき。また、安全対策の例示である「耐震化」の次の「等」は何を指すのか具体的に示すべき。	○ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「子ども達が成長する場所である幼稚園の安全性を高め、快適に園生活を送れるよう、園施設の耐震化や環境整備などの安全対策を進めます。」 なお、数値目標についても、次のとおり盛り込みました。 施策の取組指標 現状(平成19年度) 目標(平成24年度) 幼稚園の園舎の 耐震化率 91.3% 100%
90	92 ページ 第2項 学校教育 ○3つ目の● 「小中学校の適正配置」 ○12番目の●	○3つ目の●において、「小中学校の適正配置」とは、文意から類推すると、要するに統廃合することを指しているのではないかとも思われるが、原文の「適正配置を検討することが求められています」という記述では意味が曖昧であり、その検討をいったい誰が求めているのかも判然としない。一般市民に分かりやすい表現に改めていただきたい。 ○12番目の●において、前段と後段はまったく別の事項なので、分けて記述すべき。また、「学校施設」は地域住民の避難場所にもなるだろうが、一義的には生徒が勉強をする場所なので、「避難場所となる」は「避難場所ともなる」に改めるべきではないか。	○適正配置とは、統廃合だけではないため、「小中学校の適正配置」を「大規模校、小規模校の解消について」と修正します。 ○ご指摘をいただきましたが、当該項目は子どもの安全、地域住民の安全という観点で一項目で記述しております。なお、「避難場所」の記述につきましては、ご意見を踏まえ修正します。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
91 93 ページ	○基本施策の取組指標「学校教育の総合的推進に関する満足度」	○基本施策の取組指標において「学校教育の総合的推進に関する満足度」という指標は極めて漠然としており、このような指標を用いては具体的な問題点や課題は浮かび上がってこないのではないか。また、いずれにしても、満足度の7年後の目標値が25%とは低すぎるのではないかと。	○ご意見の指標は、市民の学校教育に関する意識を、市民意識調査により推し量ろうとするものであり、原文のまま取り上げていきたいと思えます。なお、目標数値につきましては、ご意見を踏まえ、目標値を30%と修正します。
92 93 ページ	○(1)「津市教育振興ビジョン(仮称)」	○(1)において、「津市教育振興ビジョン(仮称)」という記述があるが、重要なものと思われるので、その策定時期を明示するとともに、趣旨や主な内容についても説明していただきたい。	○「津市教育振興ビジョン(仮称)」は、津市総合計画の策定に合わせ、平成20年度中の早期に策定する予定です。その趣旨、内容は、合併後の津市の教育の方向性を示し、一体感の醸成をめざして、これからの社会を生きる子どもたちが、夢を持ち国際社会に生きる自立した人に育つような内容を盛り込む予定となっています。ご意見の内容につきましては、より具体的には津市教育振興ビジョン(仮称)で記述していくこととします。
93 94 ページ	○(2)の①の1つ目の・「学校教育推進計画」を策定し」	○(2)の①の1つ目の・において、「学校教育推進計画」を策定し」とあるが、この計画は法律等に基づき全国的に策定するものか、津市独自の取組みか、その位置づけや主な内容を書き加えていただきたい。	○市長の施政方針と同様、教育長は議会に対して教育方針を述べますが、それを具現化したものが学校教育推進計画であり、どの市でも取り組み計画されているものです
94 95 ページ	○(3)の①の1つ目の・「校舎等学校施設の耐震化工事を行います」 ○(3)の③「通学区域審議会を設置し」	○(3)の①の1つ目の・において、「校舎等学校施設の耐震化工事を行います」とあるが、いつまでにどれだけ(件数または割合)実施する計画なのか、数値目標を示すべき。その次の「大規模な改修等についても整備を行います」という文章は日本語が変であり、何の改修工事なのかを明確にしつつ、表現を改めるべき。 ○(3)の③において、「通学区域審議会を設置し」とあるが、この審議会は既に設置され活動しているものなので、正確な表現に改める必要があるが、その際、「通学区域の(弾力化に向けた)見直し」に当たっての同審議会の役割(決	○ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の耐震化工事を行います。また、老朽化した施設の大規模な改修工事など、環境整備を行います。」 ○通学区域審議会は、全市域的な課題について審議検討し、教育委員会に意見具申しいただく機関ですので、次のように修正します。 ・地域の現状を踏まえた課題について、津市通学区域審議会からの意見具申を受けて、通学区域と通学区域の弾力化に向けた見直しを行います。
95 96 ページ	p.96 ○施策の取組指標「学校・通学路安全サポーター登録団体・企業数」	○施策の取組指標において「学校・通学路安全サポーター登録団体・企業数」を掲げている。通学の安全性が重要であることは異論のないことだが、その指標として登録団体・企業数しか採れなかったのか。また、5年間で10件増加という目標だが、これで十分な数値なのか。	○ご指摘の指標につきましては、津市総合計画審議会等における審議の過程で、削除しています。
96 97 ページ	第1項 高等学校・高等教育機関 ○1つ目の●「より一層の向上が望まれます」	○1つ目の●において、「より一層の向上が望まれます」とは何の向上を指しているのか判断としない。	○ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「・・・などが行われていますが、今後も、これら地域の人づくりに向けた取組のより一層の向上が望まれます。」

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
97	97 ページ	○基本施策の取組指標「三重短期大学生の就職内定率」	○基本施策の取組指標において「三重短期大学生の就職内定率」を現状の96.5%から6年後には97.0%へと向上させる目標が設定されているが、0.5%の変化は就職を取り巻く状況の変化で容易に起きる程度の、いわば「誤差の範囲」ではないか。政策効果を測る指標にはまったくっていないと思われるが、一体どういう検討からこのような目標値が出てきたのか。	○ご意見を踏まえ、取組指標を次のとおり修正します。 基本施策の取組指標 現状(平成18年度) 目標(平成24年度) 三重短期大学卒業生の 86% 90% 大学生活における総合的な満足度
98	99 ページ	○(2)の③「設置運営形態の在り方について検討を進めます」	○(2)の③において、「設置運営形態の在り方について検討を進めます」とあるが、いつまでに検討の結論を得て、いつまでに新しい設置運営形態を導入するのか、その計画を明示すべきではないか。	○津市総合計画前期基本計画期間内(平成20年度～24年度)において検討していくという意味で記述しています。
99	99 ページ	○施策の取組指標「施設利用者(体育館、テニスコート)」	○施策の取組指標において「施設利用者(体育館、テニスコート)」を指標にしているが、どのような政策努力の成果として位置づけているのか、施策の内容との関連性が見出せない。	○施設利用者数の指標に関しましては、津市総合計画審議会等における審議の過程で削除しています。
100	100 ページ	第1項 生涯学習 ○6つ目の●「参加者同士の交流」 ○9つ目の●「(旧市町村単位で設置されている)各図書館の機能面で特徴付けを行う」	○6つ目の●において、「参加者同士の交流」とあり、一つ前の●で「ワークショップ形式を取り入れるなどして」と書かれているので、ワークショップの参加者のことを指しているようにも見受けられるが、明確ではない。仮にそうだとすると、この(6つ目の)項目は文章の意味が曖昧ではっきりしないので、分かりやすい表現に改めて頂きたい。 ○9つ目の●において、「(旧市町村単位で設置されている)各図書館の機能面で特徴付けを行う」とあるが、地域の公共図書館は、小中学校のように一定規模の人口(数万人)当たりにならず設置することが望ましい社会インフラであり、同じような内容のものであって全く構わないし、むしろそれが望ましいのであって、分野や機能を特化することはその趣旨に反している(注:地域の公共図書館とは別に専門分野の図書館が存在することを否定するものではない)。従って、この記述については削除すべき。	○ご意見を踏まえ、下記の通り修正します。 ●人権意識のさらなる高揚に向けては、市民が人権学習会や研修会等へ積極的に参加し、実質的な効果が期待できる内容・手法等の工夫をしていく必要があります。また、様々な人権教育を経験してきた市民が、具体的な実践行動へ参画できる適切な機会の整備と支援をしていく必要があります。 ○現在、設置されている図書館が、地域住民に親しまれ、また自立的学習を支える身近な情報センターとして利用されるようサービスの向上を図りながら、地域の特性を生かした資料収集や分担収集・保存も含めた効率的運用を行っていきたいと考えています。
101	102 ページ	○(3)の①「社会教育施設の耐震化や改修を適宜進めます」 ○(3)の②「社会教育施設の適正な配置や運営について検討します」	○(3)の①において、「社会教育施設の耐震化や改修を適宜進めます」とあるが、「適宜進めます」では計画の体を成さないもので、いつまでにどれだけの具体的な目標・計画を明示すべき。 ○(3)の②において、「社会教育施設の適正な配置や運営について検討します」というのは日常の通常業務の中で随時行うようなものであり、基本計画に規定する施策としてはふさわしくないのではないかと。	○施設の耐震化や改修につきましては、市全体の施設を対象として予算の中で年次的に進めていくことから、現状の表現としています。 ○現在の社会教育施設の配置や運営は合併前そのまま引き継いでいることから、行財政改革の取組のなかで、利用状況や必要性を勘案し、新しい津市にふさわしい社会教育施設の在り方を検討していくこととしています。
102	101 ページ	○施策の取組指標「課題講座の割合」	○施策の取組指標において「課題講座の割合」を高める目標を設定しているが、課題講座の意味を説明して頂きたい。	○目標指標につきましては、津市総合計画審議会等における審議の過程で、削除しています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
103 102 ページ	○(4)の施策の取組指標 学習会の開催回数	○(4)の施策の取組指標において、学習会の開催回数が増えても参加者数が増えなければ意味がないので、施策の効果を測る指標としては「参加者数」に置き換えてはどうか。	○人権学習会の開催回数につきましては、人権学習会の実施が少ない教育集会所もあり、まずはそうした教育集会所において、地域住民の学習ニーズを踏まえた人権学習会や講座等を開催していきたいと考えています。開催回数を増やしていくことは、参加者増にもつながると考えておりますが、ご指摘いただきました通り、施策の取組指標といたしましては「参加者数」による指標が適切であると判断し、施策取組指標を「人権学習会年間参加者数」に修正します。(現状値(平成18年度):2,000人 目標値(平成24年度):2,500人)
104 103 ページ	○施策の取組指標 「市民一人当たりの貸出冊数」	○施策の取組指標において「市民一人当たりの貸出冊数」を掲げているが、現状の5.2冊に対して6年後の目標値が5.4冊ではほとんど変化がなく、政策努力を払う意志が示されているとは言えないのではないかと。 ○これからの自立した地方分権、住民参画、情報提供の充実、市民の知る権利、豊かな生活の実現等を展望したとき、図書館の果たす役割は非常に重要になっていくと思われるので、そのような姿勢や施策を示す記述を設けるべきではないか。レファレンスの充実、戦略的な情報の収集・発信、ボランティアの活動促進、司書・専門職の配置、分館の設置・移動図書館の導入など、取り組むべき施策は山積しているはず。	○平成19年度から22年度までの情報システム統合による休館日の増や、複数館利用者の統合等で利用状況が大きく変わる可能性がある中での、利用の増加を目指した目標値としています。 ○図書館運営については、「津市図書館運営に関する基本方針」にあるとおり、従来のサービスの充実を図りつつ、現代の社会情勢の変化に伴うさまざまな社会的要請を踏まえたサービスをおこなっていくよう努力していきますが、特に情報システムの統合及び子どもの読書活動を推進するための取組を重点目標と考えています。
105 104 ページ	第2項 スポーツ振興 ○基本施策の取組指標 「週に1日以上スポーツを行なっている人」	○基本施策の取組指標において「週に1日以上スポーツを行なっている人」を掲げているが、施策との関連が不明ではないか。スポーツの振興は総論的には政策課題となり得るが、どのような頻度でスポーツを行うかは市民一人ひとりの意識や生活習慣に係ることがらではないか。	○当該指標につきましては、スポーツ振興に係る諸施策の展開により、スポーツ・レクリエーション人口の増加を目的としたものであり、市民のスポーツを行う「頻度」をとらえた指標ではありません。
106 106 ページ	○(3)の①の1つ目の・ 「総合的なスポーツ施設の整備に向けた取組を進めます」 ○(3)の② 「一部で」	○(3)の①の1つ目の・において、「総合的なスポーツ施設の整備に向けた取組を進めます」という表現は、結局のところ整備をするのかしないのか曖昧にしている。計画期間内に何をするのか具体的に記述すべき。次の・においても同様の表現あり。 ○(3)の②において、冒頭の「一部で」は不要であり削除すべき。「利用者の安全性を利便性を優先する」とは何よりも優先するのか不明であり、「優先」を「確保」に改めると、施設・設備の改修等を行う目的が明確になるとと思われる。	○「総合的なスポーツ施設の整備」については、本市として重点的に取り組んでいく施策の一つとしてとらえており、重点プログラムにも計上しています。なお、より具体的な取組については、前期基本計画との整合のもとに策定する「生涯学習スポーツ振興計画」などでお示していきたいと思っております。 ○ご意見のとおり修正します。
107 107 ページ	第3項 青少年の健全育成 ○基本施策の取組指標 「青少年の健全育成に対する満足度」	○基本施策の取組指標において、「青少年の健全育成に対する満足度」という非常に大括りな指標では、明確な評価と問題点・課題の抽出が行えないのではないかと。現状の14.4%もかなり低くその原因が懸念されるが、7年後の目標値が18.7%と依然として低く、8割以上の市民が満足していない状態は由々しき事態なのではないか。	○青少年の健全育成に対する満足度は、「子育て世代」と「それ以外の世代」に差があることも考えられるので、目標値を高く設定するということは難しく、青少年の健全育成に関する事業内容についての啓発を進め、その認知度を高めていきたいと思っております。
108 108 ページ	○(1)の2つ目の・	○(1)の2つ目の・の文章は、標語やスローガンとしてはふさわしい内容だが、施策としてはあまりに漠然としており、ここで記載することの意味がないのではないかと。	○国が示している「放課後子どもプラン」を具現化する中で、本市では、放課後子どもクラブの充実を中心に取り組んでいくという方向性を記述しているところです。

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
109	109 ページ	第1項 文化、芸術活動の充実 ○基本施策の取組指標「津市文化芸術団体連絡協議会加入団体数」	○基本施策の取組指標において「津市文化芸術団体連絡協議会加入団体数」を5年間で1団体増やす目標を掲げているが、政策努力の指標として低すぎないか(もっと相応しい別の指標はないのか)。	○津市文化芸術団体連絡協議会への加入団体数とは、各地域で活動している文化・芸術活動団体で構成されている文化協会等を指し、合併前に組織化されていない2地域を対象に取組を進めていくものです。なお目標値は、1団体から2団体と修正します。
110	110 ページ	p.110 ○(2)の1つ目の・「必要に応じて(施設の改修等を行う)」	○(2)の1つ目の・において、「必要に応じて(施設の改修等を行う)」という表現は、計画的ではなく「状況を見ながら柔軟に」(悪い言葉で言えば、「場当たりに」という意味に受け止められるが、見直すべきではないか。	○ご指摘の記述につきましては、市全体の施設を対象とした予算の中で、の年次的な取組であることや、行財政改革の推進における利用状況などを含めた施設の在り方についての検討なども必要との観点から、現状の記述としています。
111	112 ページ	第2項 歴史的資源の保存と活用 ○(1)の2つ目の・「環境整備」	○(1)の2つ目の・において、「環境整備」という言葉は、(アピールできる)条件整備という意味か、地区環境の整備という意味なのかははっきりしないので、明確にすべき。	○アピールできる環境(条件)整備という意味で記述しています。
112	112 ページ	○施策の取組指標「一身田寺内町の訪問者数」	○施策の取組指標において「一身田寺内町の訪問者数」を掲げているが、同地区の方針が観光地として振興し、訪問者数を増やそうとしているのであればマッチしていると言えるが、貴重な環境を保全・整備することを主目的としているのであれば、もっと別の指標を設定すべきではないか。	○一身田寺内町への訪問者数を増やそうとするための指標として記述しています。
113	113 ページ	(2)の①の4つ目の・津城跡の「復元」	(2)の①の4つ目の・において、津城跡の「復元」に関しては、まず市が復元に向けて取り組むという姿勢を示すことが不可欠だと思われる。しかしながら、原文の表現は、オブリゲーションは負わないよう、かつ、消極的と批判はされないよう、という極めて慎重な立場に立っているように読み取れるが、そのとおりか。	○津城の復元につきましては、市民が主体となった取組みが不可欠と考えています。平成20年度に藤堂高虎公入府400年を迎えることから、これを契機とした文化のまちづくりを進めていくなかで、津城の100分の1スケールの模型の作成に取り掛かるなど、市民の機運の醸成に取り組んでいくとともに、復元に向けた方向性について検討していきたいと思いません。
114	114 ページ	第1項 人権・平和施策の推進 ○基本施策の取組指標「人権が尊重される津市をつくる条例」と「非核・平和都市宣言」の認知度	○基本施策の取組指標において「人権が尊重される津市をつくる条例」と「非核・平和都市宣言」の認知度を取り上げているが、現状で20%台後半という低い認知度は問題だが、5年後の目標も6割にしか設定していないのは、低すぎないか。	○ご指摘の指標につきましては、津市総合計画審議会等における審議の過程で、削除しています。
115	116 ページ	○施策の取組指標「〜つどいへの参加者数」	○施策の取組指標において「〜つどいへの参加者数」を掲げているが、このようなイベント参加者数は「次回の目標」としてなら理解できるが、その都度、PRの仕方やイベントの内容などによって大きく変動するものであるから、施策効果の指標とするのはあまり適当とは言えないのではないか(他にも同様の内容あり)。	○ご指摘の指標につきましては、津市総合計画審議会等における審議の過程で、以下の指標へと修正しています。 施策の取組指標 現状(平成19年度) 目標(平成24年度) 原爆パネル展等の 10会場 30会場 開催箇所
4 活力のあるまちづくり				

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
116	117 ページ 4-1 自律的な地域経済の振興 第1項 産業拠点の形成	○3つ目の●において、「津インターチェンジ周辺地区については、(略)新たな産業拠点としての形成を積極的に検討することが期待されています」と書いているが、誰がどのように期待しているのか、裏づけとなるものはあるのか。	○3つ目の● ご意見、また、総合計画審議会等の審議過程の意見などを踏まえ、次のとおり修正します。 ●近畿自動車道伊勢線の津インターチェンジ周辺地区については、国際軸と新たな国土軸とが結節し、広域交通ネットワークの要の位置にあることから、県都としての求心力を高めていくとともに、新たな連携と交流を創出することができる新たな産業拠点としての形成を検討していく必要があります。
117	118 ページ 4-1 自律的な地域経済の振興 第1項 産業拠点の形成	○(2)の1つ目の・で記述している「津インターチェンジ周辺地区における新たな産業交流拠点の形成」については、大規模な新市街地開発プロジェクトとなるものであり、基盤整備への莫大な公共投資、既成市街地への悪影響などの懸案があり、都市計画の観点からもよくその妥当性を検討すべき案件であり、合併後の新市において基本的な方針についてまだオーソライズしていないことを踏まえると、このように踏み込んだ記述は差し控えるべきではないか。	○(2)の1つ目の・ 本計画の基本構想においては、県都としての本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用の誘導を位置づけ、津インターチェンジ周辺の土地利用などを位置づけているものです。 その背景には、①現在、産業業務機能の受け皿となっている中勢北部サイエンスシティは、今後10年間で造成区域の分譲を終える予定であること、②現在の中心市街地については、複数の拠点を配置することで都市核としての充実を図ることとしているが、広がった市域を考慮すると、今の中心市街地のエリアだけでは取組が難しい取組について検討の余地があること、③中部国際空港への海上アクセスや新名神高速道路などの交通アクセスの向上によって、中心市街地の活性化に波及効果をもたらすような新たな産業展開の可能性を模索する可能性があること、④まちづくり法の趣旨からも、郊外への大規模商業施設等の立地が難しくなったこと。以上の点等を踏まえた、議論が必要であると考えています。津インターチェンジ周辺の土地利用については、例えば、世界からの海の玄関口である津なぎまちの活かした機能、新名神高速道路や中勢バイパス開通による圏域内外との結節点という立地を活かした公的施設等の都市機能の配置、また、恵まれた農業資源を活かした機能の導入や改正されたまちづくり法の趣旨を踏まえた誘客施設など、本市の求心力を高めていくために多大な可能性を持ったポテンシャルの高い土地であると考えているところであり、この点については総合計画審議会等においても十分ご議論等をいただき、本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用を行うべきとのご意見をいただいているところです。 なお、この具体化については、広大な市域を持つ県都としてふさわしい土地利用のあり方を明確にするため、本前期基本計画内において、この「軸」の形成の方向性について調査・研究を行うなど、行政、関係者、有識者等が一体となって取組を進めていきたいと考えています。
118	121 ページ 第2項 農業の振興	○(2)の①の3つ目の・において、中山間地域において「収益性の高い農産物の研究と集落営農組織の設立」には、市が自ら直接取り組むという趣旨か。これまでも対策を講じてきて？現状に至っているのであれば、従来にはない体制や方法で取り組まなければ、有効な施策を展開することは難しいのではないか。	○(2)の①の3つ目の・ 中山間地域における「収益性の高い農産物の研究と集落営農組織の設立」については、市のみでの取組では、十分な効果が得られないと考えていることから、農業者の主体的な取組を促進、支援することを考えています。なお、具体的には中山間地の農業者が集落の現況等を把握していただき、今後の集落形成の方向性などを検討する手助けとして、民間や国の研究において中山間地に適した収益性の高い農産物や集落営農組織の情報を提供などをしていきたいと考えています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
119 122 ページ	第2項 農業の振興 (P132、149も関連)	<p>○(2)の②の2つ目の・において、「効果的に農作物や家畜等への損害を防止する手法」の意味が漠然としてよく分からないが、分かりやすい表現に改められないか。</p> <p>○(3)の①の1つ目の・における「農地法等の規定に基づき適正な農地行政を進めます」という表現は担当部局として至極当たり前のことを書いているに過ぎないのではないかとと思われるが、基本計画に位置づける施策にふさわしい内容を書くべきではないか。</p> <p>○(3)の①の2つ目の・において、「～検討して、～検討します」という文章では、要するに実効策として何をするのか読み取れない。具体的な施策を記述すべき。4つ目の・においても「地域における住民ぐるみの取り組みを支援します」という文章はやはり施策としての具体性が読み取れる形で記述すべき。</p> <p>○(3)の②の1つ目の・における「農地情報システム」とはどのようなものか、簡単な解説を書き加えていただきたい。</p> <p>○施策の取組指標として「農林水産品の地域特産物のブランド化」を掲げているが、農業・林業・水産業それぞれに項目を分けて施策を記述していることに対応して、指標もそれぞれに設定すべきではないか(3分野一括りでは、評価・検証が困難)。</p>	<p>○(2)の②の2つ目の・ ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 三重県農業共済組合連合会と連携し、農作物や家畜等への損害を防止するための効果的な事業を推進します。</p> <p>○(3)の①の1つ目の・ 「地域の優良農地の保全と有効な土地利用を図る」ための大前提として、農地法等の関係法等に基づき、様々な施策の展開を図っていくという趣旨から当該記載としています。</p> <p>○(3)の①の2つ目の・ ご意見、また、総合計画審議会等の審議過程での意見などを踏まえ、次のとおり修正します。 ・耕作放棄地の解消に向けての取組や、中山間地域の耕作が困難な農地の活用を進めます。</p> <p>○(3)の②の1つ目の・における「農地情報システム」 用語解説にて対応します。</p> <p>○施策の取組指標として「農林水産品の地域特産物のブランド化」 平成20年度から、協議会(仮)を設立し、津市の農林水産物の一体的なブランド化をめざした取組を進めていくことを考えております。 なお、指標の内容は現状のままとしますが、同じ指標がいくつも記載されていることから、ご意見、また、総合計画審議会等の審議過程の意見などを踏まえ、指標はまとめて一箇所へ記載することとします。</p>
120 123 ページ	第2項 農業の振興	○(3)の③において「特定農地貸付事業への積極的な活用」の「へ」は削除。	ご意見のとおり修正します。
121 124 ページ	第3項 林業の振興	○基本施策の取組指標において「林業就業者数」を7年後も現状と同数の目標としている。過去10年間で約40%に激減している状況下での現状維持は「精一杯」なのかもしれないが、林業振興を真剣に考えたときに理屈が合わない目標値ではないのか。	<p>○ご意見、また、総合計画審議会等での審議過程の意見などを踏まえ、当該指標を次のとおり変更します。</p> <p>施策の取組指標 環境林整備計画樹立面積(森林管理委託契約締結済面積) 現状(平成19年度) 494ha 目標(平成24年度) 600ha</p>
122 125 ページ	第3項 林業の振興	○(2)の②において、「林道、作業道の整備を進める」とあるが、林業の現状や将来展望を踏まえると、限られた財源は、新たな林道等の整備は基本的に行わず、後継者育成や経営基盤強化等に投入することを優先すべきではないか。	○(2)の② 林業生産基盤である林道、作業道の整備については、生産性の向上、作業の効率化等において重要な施策であると考えており、また、後継者、担い手の育成、ひいては経営基盤強化の一助にもなると考えておりますことから、費用対効果等を踏まえつつ、他施策と連携した取組を進めたいと考えています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
123 126 ページ	第3項 林業の振興	○「地域産木材の利用促進」は極めて重要であり、計画期間内の数値目標を明示して重点的に取り組むべきではないか。なお、拡大する木材需要に応えられるだけの供給能力を確保することも不可欠だが、その点については記述しないのか。	○ご意見、また、総合計画審議会等の審議過程での意見などを踏まえ、次のとおり修正します。 (3) 森林の活用促進 ①木材利用の拡大 ・公共施設や住宅等への地域産木材の利用促進を図るため、ブランド化促進事業や販路拡大の取組を支援すると共に、公共施設等への利活用の促進を図ります。
124 127 ページ	第4項 水産業の振興	○3つ目の●において、「進めてきましたが」は「進めており」とした方が文意が分かりやすくなる。	○3つ目の● ご意見のとおり修正します。
125 127 ページ	第4項 水産業の振興	○施策の取組指標に掲げられた事業は、既に決定済みの案件であれば、施策の指標として位置づける必要もなく、むしろ様々な施策によって効果を発現すべき要素、例えば漁獲量や従業者数などを指標とすることが妥当なのではないか。	○施策の取組指標 ご指摘の指標について、総合計画審議会等の審議などでも検討を行いました。水産業の現状を踏まえると、増加する目標と設定するのは現実的ではないこと等から、当該指標のみとしています。
126 129 ページ	第4項 水産業の振興	○(3)の1つ目の・において、前段の「魅力ある漁業・水産加工業の確立」と後段の「後継者漁業者の育成」とは全く別個の課題であり、文章を分けるべきではないか。	○(3)の1つ目の・ ご意見、また、総合計画審議会等の審議過程の意見などを踏まえ、次のとおり修正します。 ・関係団体と連携して、イベント等を通じて水産物の消費拡大を広くPRするとともに、地域特産品のブランド化を促進します。 ・活力ある漁業・水産加工業の確立をめざし、後継者・漁業者の育成を進めます。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
127 130 ページ	第5項 工業の振興	<p>○1つ目の●において、4行目の「～はともに増加していますが、○○については増加傾向にあります」という文章は日本語としておかしい。どちらも増加傾向なら、「～は増加しており、○○も増加傾向にあります」という表現にすべき。</p> <p>○5つ目の●において、「現況や経過等を踏まえて、検討する必要があります」という表現は、課題も方針も読み取れない文章で意味がないので、文意を明らかにして頂きたい。</p> <p>○6つ目の●において、「～新たな支援について検討が必要です」という表現は曖昧であり(態度がはっきりしない)、「新たな支援を行う必要があります」と明記できないのか。</p> <p>○8つ目の●において、「人材不足が問題となっていることから」に続くフレーズは、「その振興のために」ではなく「その解決のために」とすべきではないか。</p> <p>○基本施策の取組指標に掲げられた「工業付加価値額」という用語は意味や定義がはっきりしないので(専門家には常識なのかもしれないが)、解説を書き加えて頂きたい。</p>	<p>○1つ目の● ご意見のとおり修正します。</p> <p>○5つ目の● ご意見をふまえ、次のとおり修正します。 ●企業立地の受け皿となる工業団地の整備や工場適地の指定については、企業立地等の現況や今後の動向等を踏まえて、新たな立地基盤の必要性等について、検討する必要があります。</p> <p>○6つ目の● 当該記載については、今後の支援の手法、方法等についても検討していくというニュアンスも含んだ表現としています。</p> <p>○8つ目の● ご意見のとおり修正します。</p> <p>○基本施策の取組指標「工業付加価値額」 ご意見をふまえ、次のとおり追記します。</p> <p>※ 事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のこと。 工業統計調査における付加価値額の算式は、次のとおり <<従業者30人以上の事業所>> 付加価値額＝生産額－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)－原材料使用額等－減価償却額</p>
128 131 ページ	第5項 工業の振興	<p>○(1)の①の3つ目の・において、三重県メカトロ・ロボット研究会については「三重県・三重大学等で設立した」と書かれているが、津市の関わりが読み取れない。設立者に加わっているのであればその点を明らかにすべきであるし、間接的な関わりであれば、その立場を明確にした上で、文章を改善すべき。</p>	<p>○(1)の①の3つ目 三重県メカトロ・ロボット研究会の設立者に津市も入っていることから、次のとおり修正します。。</p> <p>・三重県・三重大学等とともに設立した三重県メカトロ・ロボット研究会については、企業と三重大学のシーズとの連携により、メカトロ・ロボット関連に係る研究開発の拠点化及び関連産業の集積等に向けた取組を促進します。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
129 132 ページ	第5項 工業の振興	<p>○施策の取組指標に掲げられた「研究会会員数」については、会員数の増加が必要であって積極的に取り組むとは書かれていないが、施策の指標として妥当なのか。</p> <p>○(2)の①において、工業の振興のために「企業誘致活動を展開」することは重要であり、戦略的ということであれば、誘致企業数の数値目標を明記すべきではないか。</p> <p>○(2)の②において、「工場適地の指定についての検討を行います」とあるが、さらに工業団地の新規開発が必要な状況になり得るのか。相当規模の工業団地を新規に開発することは、土地利用方針やインフラ整備にとって非常に重要な事項ことであり、その基本的なスタンスは曖昧にせず本計画の中で明確にしておくべきではないか。</p>	<p>○施策の取組指標に掲げられた「研究会会員数」メカトロ・ロボット関連に係る研究開発の拠点化等に向けた取組として、当該指標の設定は適切であると考えています。</p> <p>○(2)の① 企業誘致については、立地基盤の整備とあわせ、積極的な誘致活動等を行うことにより、当前期基本計画期間の平成24年度中に中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいの分譲率100%を目標として、設定しています。</p> <p>○(2)の② 当前期基本計画期間の平成24年度中に中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいの分譲率100%を達成目標と掲げているとともに、現在の社会経済情勢、好調な経済発展が続く県内北勢地域をはじめとした本圏域の状況等を踏まえ、本市の成長可能性を追求するため、新たな立地基盤の具体化について、検討していく必要があると考えています。</p>
130 133 ページ	第5項 工業の振興	<p>○施策の取組指標において「小学生の工業体験事業への参加」を上げているが、これも意義はあるのだろうが、もっと重要な骨太な指標を設定すべきではないか。なお、目標値に「(累計)」と書かれているが、現状の欄と同様に年間の数値を書くべきなのではないか。</p>	<p>○施策の取組指標において「小学生の工業体験事業への参加」指標の設定については、できる限り市民にわかりやすい指標となるよう設定しており、「小学生の工業体験事業への参加」については、適切であると考えています。</p> <p>また、当事業の趣旨として、継続して、より多くの小学生に参加してもらうことが大切であることから指標を累計数としています。</p>
131 134 ページ	第6項 商業の振興	<p>○3つ目の●において、「歴史文化等の地域資源の活用による地域の特性を生かしたシステムづくり」と書かれているが、意味が漠然としているのでもう少し具体的で分かりやすい表現に改めて頂きたい。</p> <p>○6つ目の●において、「新たな視点に立った商店街事業等」とはどのようなものか、もう少し具体的に分かりやすい表現に改めて頂きたい。なお、これまで実施してきた「活性化に資する商店街事業」は、投資額と比較してどの程度効果があったのかという検証を行った上で、その反省に立った今後の方針とすべきではないか(国においては、まちづくり3法が失敗だったという反省に基づいて大幅な法改正を行ったところである)。</p>	<p>○3つ目の● 中心市街地にある津城跡や寺院などの旧跡だけでなく老舗店や商店街での事業などを通じて、街や商店街に愛着を持ってもらうことにより街の事業への参画を促すとともに、口コミや地域コミュニティによる誘客のための広報活動など多様な面での組織づくり等を想定するなど、これらを含め当該表現としています。</p> <p>○6つ目の● 商店街事業については、ご意見の趣旨も含み、考えられる様々な取り組みを包含する意味として、新たな視点に立った様々な展開に取り組む旨の表現としています。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
	第6項 商業の振興	<p>○農業、林業、水産業及び工業の振興の指針は「津市産業振興ビジョン」で総合的にカバーするにもかかわらず、商業はを対象としないのはおかしいのではないか。</p> <p>○(1)の②において、まちづくり三法の改正に呼応した中心市街地活性化基本計画の策定によって、「商業の活性化に関する事項について計画的な推進を図ります」と書かれている。しかし、改正前の中心市街地活性化法においては「市街地の整備改善」と「商業等の活性化」の二本柱で、実際には「商業等の活性化」のウェイトが高かったが、改正後の中心市街地活性化法においては、「街なか居住」や「都市福利施設の整備」等の支援措置を追加することにより、中心市街地における「都市機能の増進」や「経済活力の向上」を図る総合的な支援法に改め、法の目的を「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため」と規定している。従って、中心市街地活性化基本計画を商業の活性化に特化した形(あるいは重点を置いた形)で策定する姿勢は修正が必要ではないか。</p> <p>○(2)の①の1つ目の・において、従来も「継続的な集客と賑わいの創出や商店街の活性化、地域貢献等」を企図して商店街事業等への支援が行われてきたにもかかわらず十分な成果を挙げていないのだから、「見直す」と書くに当たっては、どのように見直すのかその方向性や内容を明確にすべき。</p>	<p>○「津市産業振興ビジョン」で商業はを対象としないのはおかしいのではないか。</p> <p>津市産業振興ビジョンでは、農業、林業、水産業、工業に加え、商業も対象としています。</p> <p>○(1)の② 「多様な都市機能が集積したコンパクトなまちづくりを図りつつ、商業の活性化に関する事業について計画的な推進を図ります。」との記載の通り、商業に特化した取り組みを行うということではなく、「市街地の整備改善」「都市福利施設の整備」「街なか(都心)居住の推進」「公共交通の増進」とともに「商業等の活性化」に取り組むこととしています。</p> <p>○(2)の①の1つ目の・ 商店街事業等の支援内容等の見直しの内容については、事業内容等を踏まえ、支援内容についても商店街等とも協議・検討し、より効果的な方法で行いたいと考えており、今後策定予定の「中心市街地活性化基本計画」などの諸計画の策定などを通じて、具体にお示ししていきたいと考えています。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
133 136 ページ	第6項 商業の振興 (P145、149も関連)	<p>○(2)の①の3つ目の・において、商店街の環境整備における「環境負荷の軽減」とはイメージが沸きにくい、具体的な内容が分かるような表現にして頂きたい。</p> <p>○(2)の①の4つ目の・において、「歴史・文化的資産等の地域資源を活用しながら、中心部の賑わい創出と商業の活性化を図ることを目的に地域と連携して実施される事業」を、具体的なイメージや内容が分かるような表現にして頂きたい。</p> <p>○(2)の②の2つ目の・において、地域に根ざした新たなビジネスモデルに取り組む意欲と能力のある事業者であれば、先進事例等の情報などは自力で収集できるので、行政は行政でなければできない支援内容を担うべきであり、そのような記述にしてはどうか。</p> <p>○(2)の③の3つ目の・において、行政の役割を明確に表現するため、語尾は「に向けた検討を行います」ではなく「を支援します」と改めてはどうか。</p> <p>○施策の取組指標において「売場面積」を掲げているが、人口の減少や社会の成熟を踏まえれば、売上高は減少することが不可避であり、それにもかかわらず売場面積を拡大してきていることが小売商業の疲弊の現実の姿ではないか。そのような実情を踏まえれば、依然として量の発想、拡大志向に基づく指標を設定することは適切ではないと思われる。むしろ、いかにニーズを掘り起こし、付加価値の高い商品やサービスを提供していくかということが商業における今後の課題だと思われるので、それにふさわしい指標を設定すべきではないか。</p>	<p>○(2)の①の3つ目の・ 「環境負荷の軽減」とは太陽光を活用したソーラーアーケードの設置やイベントでのゴミの軽減などが考えられますが、事業等の詳細については今後策定する「中心市街地活性化基本計画」等の策定と合わせ、事業内容の検討を行うとともに、具体にお示ししていきたいと考えています。</p> <p>○(2)の①の4つ目の・ 「歴史・文化的資産等の地域資源を活用しながら、中心部の賑わい創出と商業の活性化を図ることを目的に地域と連携して実施される事業」については、現在実施中の事業としては「夜店」「おひなさん事業」などがありますが、これらの継続事業についても時勢等により事業内容が変更されたり、新たな試みが行われることも想定されることから、当該表現としています。</p> <p>○(2)の②の2つ目の・ 先進事例や支援策等の情報提供は行政の重要な役割であると考えいることから、本表現としています。</p> <p>○(2)の③の3つ目の・ コミュニティビジネスについては、本市において実施可能な支援内容も含めて検討することとしていることから、本表現としています。</p> <p>○施策の取組指標「売場面積」 ご意見、また、総合計画審議会等の審議過程の意見などを踏まえ、削除します。</p>
134 137 ページ	第6項 商業の振興	<p>○(3)の③の1つ目の・において、今後の商業を担う若者だけでなく、主婦(女性)や段階リタイヤ層など、意欲と能力のある幅広い層への支援も重要かつ有効ではないか。</p> <p>○(3)の③の2つ目の・において、前段の「次世代を担う人材と担い手の育成」と後段の「商店街の連携づくり」は別個の課題であり、書き分けるべき。</p> <p>○施策の取組指標において「起業家養成講座参加者」を掲げているが、政策効果という意味では必ず「起業した者」の人数を指標にすべきではないか。なお、養成講座への参加者数20名という数値は低すぎる目標値ではないか。</p>	<p>○(3)の③の1つ目の・ 当該項目では、若い世代を対象に商業への関心や起業意欲を向上させるに取組について記載しています。なお、ご意見の団塊世代などを対象とした取組等については(3)の③の2つ目の・に記載しています。</p> <p>○(3)の③の2つ目の・ ご意見をふまえ、次のとおり修正します。</p> <p>・<u>商工会議所やまちづくり会社と連携しながら、若手事業者や起業家を対象とした商業経営などの講座を開催するなど、事業者間の交流を深めながら、中心市街地等の商業振興に向けた次世代を担う人材と担い手の育成を図ります。</u></p> <p>○施策の取組指標「起業家養成講座参加者」 起業家養成講座参加者を指標としていることについては、講座参加者が一足飛びに起業することは困難であると考えており、これら講座等の開催、参加を通じた担い手育成等の土壌づくりと考えています。また、より多くの方に参加してもらうことが大切であると考えことから指標を累計としています。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
135 138 ページ	第7項 勤労者福祉と雇用の推進	○基本施策の取組指標において「就業人口」を掲げているが、これは企業立地の結果として伴っている数字であり、自立した指標とすべきものではないのではないか。	○基本施策の取組指標において「就業人口」 ご意見、また、総合計画審議会等の審議過程の意見などを踏まえ、削除します。
136 139 ページ	第7項 勤労者福祉と雇用の推進	○(2)の①において、「関係機関と連携して進めます」という表現が2回用いられているが、市の主体的な施策の形で記述すべきではないか。	○(2)の① ご意見、また、総合計画審議会等の審議過程の意見などを踏まえ、次のとおり修正します。 ・ <u>団塊世代を始めとする退職者等の人材の有効活用について、関係機関と連携して進めます。</u>
137 140 ページ	4-2 交流機能の向上	○1つ目の●において、「都心部」と「中心市街地」の両方を用いているが、区別して使い分けているわけではないので、書き出し部分は次のように改めてはどうか。「中心市街地においては、人口が減少し、高齢化が進んでいることから、街なか居住の推進を図るとともに、高齢者を～」。また、「インフラ投資の縮減」という表現は、単に額を小さくすればよいという意味ではないはずなので、「縮減」を「重点化」という表現に改めるべき。 ○基本施策の取組指標において「都心(旧津市 橋内・橋北地区)人口」を掲げているが、この地区を「都心」と位置づけることはオーソライズされているのか。この地区だけを指標として位置づけることに合理性があるとは思えないこと、目標値そのものも1%弱の増加という低いものであり、再考すべきではないか。そもそも、この項の標題は「交流拠点の整備」であるにもかかわらず、交流人口ではなく定住人口を指標にすること自体、疑問である。	○1つ目の● ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ● <u>中心市街地等の都心部においては、人口が減少し、高齢化が進んでいることから、都心居住の推進を図り、高齢者をはじめとするすべての人が住みやすいまちづくりを進めることが必要です。特にこれまでの都市は拡大成長により発達してきましたが、人口減少や高齢化が進む社会の中で持続的な自治体経営を行うためには、既存ストックの有効活用やインフラ投資の重点化などにより、都市機能の集約を目指すことが課題</u> となっています。 ○基本施策の取組指標「都心(旧津市 橋内・橋北地区)人口」 「都心」については、基本的に基本構想の図「まちの骨格形成イメージ」における「都市核」、「副都市核」を想定しており、橋内・橋北地区も含まれています。なお当該指標については、旧津市において国勢調査等のデータを用いて、都心人口として統計をとっていたもので、今後の都心居住人口を比較するうえでは意味があるものと考えています。また、都心での定住人口の促進を図ることで、交流人口の拡大にもつながるものと考えています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
138 141 ページ	第1項 交流拠点の整備	<p>○(1)の②において、「(津城跡(お城公園)及びその周辺の)魅力的な都市空間の創造」や、「藤堂高虎公を活用したまちづくり」といった表現は非常に漠然としており、具体的なイメージや内容が分かる表現にして頂きたい。</p> <p>○(1)の③において、津駅前にはふさわしい市街地を形成するためには、基盤整備を行う事業手法である土地区画整理事業だけでなく、土地の高度利用のための施策や民間投資が計画的に行われるべきことを明記すべきではないか。</p> <p>○(1)の④の1つ目の・において、中心市街地の活性化のために大学生等のアイデアやエネルギーを活用することは「機運の醸成」という面では役立つものの、大学生等は当事者ではないのでその役割には限界があり、地権者や商業者が自らやる気を出して取り組まなければ実際に活性化が実現することはないという認識に立ち、大学生等の役割を過大に評価しないこととすべきではないか。なお、大学生等が貢献できるのは主にソフトな活動であり、標題の「公共公益施設の誘導」とはマッチしないのではないか。</p> <p>○(1)の④の2つ目の・において、空き店舗や空き地等は、自ら開発であれ売却・賃貸であれ、本来の所有者の経済行為として行うものであることから、公共性があるからといって所有者の意向抜きに「歴史・文化施設や福祉施設など」の立地先とすることはできないものなので、その点にもう少し配慮した書きぶりとした方がよいのではないか。</p>	<p>○(1)の② 高虎公400年記念事業の開催等を通じて機運の醸成を図るとともに、具体的な整備の内容等については、これらにあわせて作成予定である津城跡(お城公園)など、保存管理計画等の諸計画等にて具体化を図っていきたく考えています。</p> <p>○(1)の③ 津駅前にはふさわしい市街地の形成向け、高度利用をはじめとした計画的な土地利用を記載しているものであり、その代表例として現在進行中の土地区画整理事業を記載し、ご意見の民間投資等、その他の可能性も含めて土地区画整理事業等として表現しています。</p> <p>○(1)の④の1つ目の・ 中心市街地の活性化のため、大学生等の活動の場を設けるなど、街の賑わい創出と学生と地域とのコミュニティの形成による地域イベントなどへの貢献を促す事業等を検討しており、これらの取組を通じて、大学等との連携、さらには関連施設等の誘導を図りたいと考えています。</p> <p>○(1)の④の2つ目の・ 空地・空き店舗等の活用については、民間の土地や建物だけでなく市有地の活用も検討しています。また、当然のことながら民間地を活用する場合等については、地権者や地域等と協議・検討を行うことを前提としています。</p>
139 146 ページ	第2項 道路ネットワークの整備	<p>○施策の取組指標において「市道舗装率」を掲げているが、記述された施策との関連性が極めて薄く次元の異なるものであり、もっとふさわしい指標を取り上げてはどうか。</p>	<p>ご意見、また、総合計画審議会等の審議過程の意見などを踏まえ、削除します。</p>
140 148 ページ	第3項 港湾の整備	<p>○(1)の2つ目の・において、「～などの検討を進めます」という表現は漠然として何をやるのか曖昧であり、具体的な方向性や内容を記述すべきではないか。</p> <p>○(2)において、阿漕浦・御殿場工区及び栗真町屋工区については、すぐ下の施策の取組指標のところ平成21年度の目標として「着手」と明記されていることから、「早期事業化を促進します」ではなく「平成21年度事業着手を目指します」とするべきではないか。</p>	<p>○(1)の2つ目の・ 津なぎさまちの整備が位置づけられている「津松阪港港湾計画」については、策定されてからかなりの期間が経過しており、その間に市町村合併を行うなど本市を取り巻く社会経済情勢等も大きく変化していますことから、現在の津市における津なぎさまち及び周辺地区に必要な機能等について、大門・丸之内地区等の中心市街地、津インターチェンジ周辺地区とあわせて新都心軸の形成に向けた検討を行っていきたく考えています。</p> <p>○(2) ご意見、また、総合計画審議会等の審議過程の意見などを踏まえ、指標を削除します。</p>

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
141	151 ページ	第4項 公共交通の充実	○施策の取組指標において、「現状の交通システムの再編」について、現状が「－」で、その目標が「計画に基づく運行」となっているが、その意味が判然としない（「計画」が何を指すのか不明であり、施策の目標とすべきものとは思えない）ので、改善できないか。	○ご意見、また、総合計画審議会等の審議過程の意見などを踏まえ、削除します。
142	153 ページ	第5項 情報ネットワーク化の推進	第5項 情報ネットワーク化の推進 ○基本施策の取組指標として「地域ユビキタス指数」が掲げられ、現状の100を5年後に127にするという目標が設定されている。地域ユビキタス指数の意味については欄外に解説が書かれているが、馴染みの薄い新しい概念なので、それを127にすると市民生活がどうなるのかが一般の市民には理解できないのではないかと思うので、簡単な説明を加えて頂けないか。	ご意見を踏まえ、欄外の説明を修正します。 ☆ 地域ユビキタス指数…ユビキタス指数に準じ、地上デジタル視聴世帯割合、超高速ブロードバンド世帯カバー率、オンライン対象手続数、情報センター利用（相談）者数を平成19年度を100として算出している。 <u>目標の達成により、家にいて利用申請できる公共施設数が、現状の約2倍になるなど、利便性が向上する。</u>
143	156 ページ	4-3 観光の振興 (2)観光資源の魅力の向上	①観光資源の活用・創出について次の趣旨を追加願います。 「都市部の河川沿いに河川桜並木公園を創出し、花の県都『津』としての新名所を創出して、賑わいをもたらす。」（各務原市の「桜の回廊」に負けないようにする。）	①観光資源の活用・創出 当該項目においては、ご意見の趣旨を踏まえ、本市の魅力ある観光エリア等の創出について、具体的な事業展開の方向性をお示ししています。なお、具体的な事業のご要望については、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。
144	156 ページ	4-3 観光の振興	○観光の振興について「津市観光振興ビジョン」を策定することとされているが、なぜ「津市産業振興ビジョン」の中に入れないのか。観光は様々な産業との関連が深いので、一体的総合的に取り扱うべきではないのか。	○観光の振興について 本計画において、「観光の振興」は非常に重要であると考えており、施策の体系においても、観光の振興を単独で位置づけているところであり、観光振興ビジョンを策定し、これに基づいた観光の振興を図っていかうとするものです。なお、ご指摘のとおり観光は他産業との連携が不可欠であることから、他産業との連携を意識しながら観光振興ビジョンの策定に努めたいと考えています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
145 157 ページ	4-3 観光の振興	<p>○(2)の①の5つ目の・において記述されている「まち歩きシステム」とはどのようなものか、簡単な説明を書き加えて頂けないか。下の施策の取組指標において「まち歩きシステム(散策コースの設定)」と書かれているが、同じ意味なら単に「散策コースの設定」と書いた方が分かりやすい(何か最新技術を駆使した素晴らしい仕組みでもあるかのような期待を持たせるべきではない)。</p> <p>○(3)の①の3つ目の・において、観光案内所の整備・充実とあるが、次ページの施策の取組指標において観光案内所の現状が「〇箇所」と明記されていることを踏まえれば、「整備・充実」という書き方は不適切であり、「新たな整備」などに修正すべき。</p> <p>○(3)の②の1つ目の・において、「作成するとともに」の次の「。」→「、」。</p>	<p>○(2)の①の5つ目の・まち歩きシステムの趣旨が明確になるよう、ご指摘の文を次のとおり修正するとともに、また、当該文章の記述位置を○(2)の①の一番下に移動しました。</p> <p>・各地域に点在するそれぞれの特性を活かした散策コースや観光資源と市内中心部を結ぶループバスの運行を図るなど、まち歩きシステムの構築に取り組みます。</p> <p>○(3)の①の3つ目の・「整備・充実」と「新たな整備」は同様の意味と考えています。</p> <p>○(3)の②の1つ目の・ご意見のとおり修正します。</p>
146 157 ページ	4-3 観光の振興	<p>(2)-②イベント等の活用 ②イベントの活用を以下のように改める。 ・「藤堂高虎公入府400年記念事業等に取り組む……」→「藤堂高虎公入府400年記念事業については、津市の観光振興を図るうえでまたとない機会であり、各種イベントの実施に重点的に取り組むほか、一過性に終わらない恒久的な津市観光の目玉となる観光施設「高虎入府記念展示室(館)」を設置する。」</p>	<p>(2)-②イベント等の活用 当該施策については、他の既存のイベントの充実、さらには、ご意見の趣旨である藤堂高虎公入府400年を契機と捉え、一過性で終わることのない観光振興に取り組んでいくことを含んだ表現としています。 なお、観光施設の設置等、個別事業のご要望については、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。</p>
147 157 ページ	4-3 観光の振興	<p>(3)-①観光施設等の整備・充実 ①観光施設等の整備に下記を追加する。 ・新設の津駅総合観光案内所の存在を市民はじめ県外の人々に積極的にPRするとともに、広域化した新津市の観光情報の発信基地として育てていく。</p>	<p>「(3) 観光基盤の強化」、「②情報発信の強化」の各施策の記載については、ご意見の趣旨を包含し、当該表現としています。</p>

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
148 158 ページ	4-3 観光の振興	<p>○(4)の①の1つ目の・の文章「市民と観光客が心温まる交流が促進されるようおもてなしの心の醸成に努めます」は、市民の心がけを書いているものとしては問題ないが、基本計画に位置づける施策としてはその体を成していないのではないか。</p> <p>○(4)の②の2つ目の・において、「観光振興によるにぎわいの創出」は非常に漠然としており、単なる心がけを述べているのならともかく、施策であれば具体性を持った内容とすべきではないか。</p>	<p>○(4)の①の1つ目の・ 現在望まれる新たな観光ニーズ等を踏まえ、本市のめざすべき観光の振興においては、市民と観光客との交流等を促進すること、市民等と行政の協働した取組が非常に重要と考えているところです。このため、本市を訪れる観光客に気持ちよくすごしていただくために、市民一人ひとりが「おもてなしの心」を持ち迎え入れる姿勢を持つことは重要であり、施策として位置づけ、「おもてなしの心の醸成」のための事業展開も考えていることから、基本計画に位置づけているものです。</p> <p>○(4)の②の2つ目の・ 各商業団体等と協働での観光振興の手法について、施策で位置づけ記しているものであり、具体的な事業、取組等については各商業団体等との協議・検討等を通じて具現化し、協働によるにぎわいの創出に取り組んでいきたいと考えています。</p>
149 159 ページ	第2項 競艇事業の活性化	<p>第2項 競艇事業の活性化 ○3つ目の●において、「(津競艇場は)さらなる地域社会への貢献が求められています」との記述はあまりに大袈裟ではないか。</p> <p>○(1)において、競艇場への来場者数の拡大を「交流人口の拡大」と位置づけることはおかしいのではないか。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>「…さらなる地域社会への貢献に努める必要があります。」</p> <p>なお、交流人口の拡大と位置づけていることについては、津競艇場では商圏の拡大に向けた取組(無料送迎バスの運行等)を行っており、交流人口100万人の新たな創出をめざす総合計画の方針と結び付けています。</p>
5 参加と協働のまちづくり			
150 160 ページ	第1項 市民活動の推進 ○基本施策の取組指標「NPO団体数」	<p>○基本施策の取組指標として「NPO団体数」を掲げているが、NPOにも多種多様なものがあることから、ここでは「まちづくりNPO」として明確化すべきではないか(それに伴って団体数のデータも変わるかもしれない)。</p>	<p>○NPOは、「まちづくりの活動の推進を図る活動」、「地域安全活動」、「環境の保全を図る活動」等多岐に亘る社会貢献活動を行っています。ご指摘のとおりNPOをまちづくり活動に限定するのも1つの考え方とは思いますが、その活動分野は直接的または間接的にまちづくりに関することと、この数値目標は「市民活動の活性化度」を表すものと考えことから訂正は行わないものとします。</p>
151 166 ページ	第3項 男女共同参画の推進 ○基本施策の取組指標「男女共同参画推進条例の認知率」	<p>○基本施策の取組指標として「男女共同参画推進条例の認知率」を掲げているが、何を以て「認知している」とするのか、その解釈(あるいは把握方法、測定方法)を示すべきではないか。なお、重要な条例であるにもかかわらず、5年後の目標認知率が60.0%に設定されているが、市民の4割が認知すらしていない状況を目指すことは問題ではないのか。</p>	<p>○ご指摘の指標につきましては、津市総合計画審議会等における審議の過程で、削除しています。</p>

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
152	167 ページ	○(1)の③ 「全庁で総合的・計画的な推進を図ります」。	○(1)の③において、「全庁で総合的・計画的な推進を図ります」という表現はあまりに漠然としており、計画の達成状況を検証することが不可能ではないか。	○男女共同参画推進施策の進行管理につきましては、津市男女共同参画推進条例第12条により、各施策の進捗状況を毎年度調査し、市民に公表していく予定です。また、津市男女共同参画審議会でその結果を審議・評価し、施策の更なる推進に努めていきたいと思っております。
153	168 ページ	○施策の取組指標 「女性に対する法律相談の実施」	○施策の取組指標において「女性に対する法律相談の実施」の年間開催回数を増やすことは改善だと思われるが、そもそも随時対応できるような体制整備を目指すべきなのではないか。	○「女性に対する法律相談」の目標数値については、開催回数を2倍といたしました。随時開催につきましては、実施状況等を勘案しながら、今後検討してまいります。
154	169 ページ	第4項 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ○基本施策の取組指標 「ユニバーサルデザインの認知度」	○基本施策の取組指標として「ユニバーサルデザインの認知度」を掲げているが、ユニバーサルデザインというある意味漠然として幅広い内容を持つ概念について、いかなる手法で認知度を的確に図るのか。また、6年後の目標で6割の認知度に止まるとすれば、ユニバーサルデザインの理想と相反するのではないか(それとも100%の認知度に達するにはさらに期間を要するという理解か)。	○ご指摘の指標につきましては、津市総合計画審議会等における審議の過程において削除しております。
155	170 ページ	○(1)の②の1つ目の・ 「(各部署において)実施可能な取り組みを進めます」 ○(2)の2つ目の・	○(1)の②の1つ目の・において、「(各部署において)実施可能な取り組みを進めます」という表現では、計画も方針もない状況で自由勝手にやると言っているようなものであり、「やるべきことを計画的に取り組む」という趣旨にすべきではないか。 ○(2)の2つ目の・において書いてあることは素晴らしいものの、財政的・人的な負担の問題をクリアするか、大胆で画期的なアイデアの創出が伴わなければ実現困難ではないかと思われるが、大丈夫か。	○ご意見にある表現につきましては、津市総合計画審議会における審議の過程で、次のとおり修正しています。 ・ユニバーサルデザインを全庁的に推進するため、継続的な職員研修等を実施するとともに、各部署における事業等の実施に際しては、可能な限りユニバーサルデザインの趣旨を踏まえた取り組みを進めます。 ○公共交通の充実に関しては、目標別計画「公共交通の充実」の中で、地域交通システムの整備として、また、重点プログラム(まちづくり戦略プログラム-未来を拓く都市形成プログラム-4 広域交通ネットワークの形成)においても、「地域交通体系の計画的な構築」として取り上げており、誰もが移動しやすい公共交通網の形成に向けた取組を進め、その充実を図っていきたいと考えています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
156		<p>○第4項ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりの推進に当たって、行政の「現状と目標」がUDの「認知度」のみを指数として不十分ではないでしょうか。すなわち、UDに関する現状分析から求められる行政施策の進捗状況を図るうえで、市民のUDに対する「認知度」では、行政施策の進捗状況や施策の結果を図ることは難しい。UDに対する理解促進が、実際上の行政ニーズを満たす蓋然性は証明されえないからです。加えて、UDに関する行政上の施策が行われていく際に、市民による行政のチェックが「認知度」という指数のみで判断される恐れがあり、逆を言えば、行政のアカウンタビリティが実際上のニーズをいかに満たしたかといったものではなく、「認知度」指数のみで行われ、内実のある柔軟な行政運営を阻む可能性もあると思われます。</p> <p>○「UDのまちづくり」と「参加と協働のまちづくり」の十分な論理的連関性が示されていない。</p> <p>上記に関連して、何故、「認知度」を基本施策の取組指数として採用されているかという点、「UDのまちづくり」が「参加と協働のまちづくり」計画の一つの構成要素として位置付けられていることに起因することは納得できる。では、何故「UDのまちづくり」が「参加と協働のまちづくり」のコンポーネントとして位置付けられているのかは疑問が残ります。むしろ、従来マイノリティとして把握されていたカテゴリーにこそ「バリア」が残っている事例も多いわけであり、こうした多数のニーズが反映されがたい領域こそ、①「分野横断的」な計画、②少数派のニーズを汲み取った行政主導の「肌理細かな」施策が求められるのではないでしょうか。そうした事情を勘案すれば、「現状と課題」に述べられている「行政だけでなく、(中略)自主的な取組が行われるよう、」との認識に関して、「では、行政はどうするの?」という基本的な問いに対して、本計画が不十分にしか応えていないというイメージを与える要因になっている。</p> <p>○「UD」推進体制の確立と「市民が暮らしやすいまちづくりの推進」で記述されている行政サイドの努力も計画としては漠然としており、「実現可能な取組を進めます。」とあるが、その取組の内実が見えない。</p> <p>やや仔細に中身を見ても、法律的な根拠として「交通バリアフリー法」が挙げられているが、分野横断的な取組が必要なUDにとっては、部分的な行政に過ぎないという感が否めない。また、「UDの視点からの公共施設の改善」も掲げられているが、他の章の計画には、そうした視点の必要性が述べられておらず、行政サイドがUD推進をあらゆる分野で行ったというアカウンタビリティを果たし難い計画の構造となっている。</p> <p>○上記の問題意識から判断して、この「UDのまちづくりの推進」を「参加と協働のまちづくり」の一部とするのではなく、別章立てで設け、「分野横断的」な行政を担保し、その中で、「参加と協働」の重要性を述べ、推進する方がよいのではないかと。この点、「UD推進条例」や「UD推進計画」等の詳細な行政計画の根拠がないといった、計画を作成する上での技術的な難しさも理解できるが、このままでは、あくまでUDは市民のボトムアップ型の施策という印象が強すぎる。むしろ可及的速やかに市として、「UD推進条例」を作成するなどの積極性や、他の県や他の市町村に先駆けた取組を求めたい。三重県でも、「ユニバーサルデザイン推進計画」があり、県庁所在地でもある我が県都津市でも、社会の変化に応じてUDのまちづくりを進めていくことが、様々な立場の市民の理解を多く得られるのではないかと。</p>	<p>○ご指摘の、「ユニバーサルデザインの認知度」の取組指標につきましては、津市総合計画審議会等における審議の過程で削除しています。</p> <p>また、「実現可能な取組を進めます。」に係る記述につきましては、「各部署における事業等の実施に際しては、可能な限りユニバーサルデザインの趣旨を踏まえた取組を進めます。」との記述に修正を行うとともに、具体的な取組みとしては、P181「(1) ユニバーサルデザインの浸透」及び「(2) 市民が暮らしやすいまちづくりの推進」に記載を行っている取組みを進めていくこととしています。</p> <p>「参加と協働のまちづくり」における取組みとして「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」を位置付けている点につきましては、5つのまちづくりの目標の一つとして掲げている「参加と協働のまちづくり」の考え方については、他の4つのまちづくりの目標においても、それぞれのまちづくりの目標を実現していく場合の基本的な考え方として踏まえるべ目標と捉えています。</p> <p>その中で、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進については、特に、市民、企業、行政といった様々な主体がユニバーサルデザインの趣旨を踏まえた取組を一体的に協働して推進していくことが必要とされる取組みでありますことから、「参加と協働のまちづくり」の取組みの一つの項として位置付けを行うとともに、基本構想に掲げる基本理念の一つであります「安心」における記述(P15)についても、加筆修正(ユニバーサルデザインの精神を尊重した誰もが住みやすいまちをめざします。)を行い、まちづくりを進める際の重要な取組みとして位置付けを行い、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくこととしています。</p>
170 ページ	ユニバーサルデザインについて		

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
157 174 ページ	5-2 市民との協働の推進 第2項 情報公開の推進 p.174 ○(1)の3つ目の・において、審議会等の会議の公開については、現状でも甚だ不十分であるが、その気になれば直ちに改善できることなので、すぐ対応するとともに、計画では「できるように努めます」と断言して頂きたい。	5-2 市民との協働の推進 第2項 情報公開の推進 ○(1)の3つ目の・において、審議会等の会議の公開については、現状でも甚だ不十分であるが、その気になれば直ちに改善できることなので、すぐ対応するとともに、計画では「できるように努めます」と断言して頂きたい。	○ご意見のとおり修正します。
158 175 ページ	第3項 協働のまちづくりの推進 ○基本施策の取組指標「自治基本条例の制定」	○基本施策の取組指標として「自治基本条例の制定」を掲げているが、本来、どちらも新市の創設後速やかに制定すべき総合計画の策定から5年後を制定目標年度としているのは遅いのではないか。	○現在、有識者や自治会、市民活動団体の代表者等で構成する「まちづくり市民委員会」の設置のもと、参加と協働の推進及び自治基本条例の制定に向けた取組を進めているところです。 同条例の制定時期につきましては、市民委員会における協議を踏まえ制定していくこととし、平成20年度を目標としているところであり、(1)自治基本条例の制定の一つ目を、次のとおり修正します。 ・協働のまちづくりの推進など、地方自治の基本的なあり方等について定める自治基本条例については、平成20年度の制定を目的に取り組みます。 なお、取組指標につきましては、津市総合計画審議会等における審議の過程で、削除しています。
第3章 重点プログラム			
1 まちづくり戦略プログラム			
159 178 ページ	① 未来を拓く都市空間形成プログラム	○1の(1)の1つ目の・について、「藤堂高虎公を活用したまちづくり」の内容が極めて曖昧で漠然としており、最後の「魅力的な都市空間の創造」にどうつながっていくのか判然としないが、もう少し明確な表現にならないか。	○1の(1)の1つ目の・高虎公400年記念事業の開催等を通じて一体感の醸成を図るとともに、具体的な整備の内容等については、これらにあわせて作成予定である津城跡(お城公園)など、保存管理計画等の諸計画等にて具体化を図っていきたいと考えています。

160 179 ページ

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
	① 未来を拓く都市空間形成プログラム	○1の(3)において、その是非はともかくとして「津インターチェンジ周辺地区」と「津なぎさまち」が2核となることは理解できるものの、それを結ぶ「新都心軸」とは連続した線という意味だが、その「軸」がどのようにして形成されていくのかについて説明されていない。単に2核を概念的な線で結ぶだけで、新都心軸と称する線的な整備は特段行わないと理解すればよいのか。	○本計画の基本構想においては、県都としての本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用の誘導を位置づけ、津インターチェンジ周辺の土地利用などを位置づけているものです。 その背景には、①現在、産業業務機能の受け皿となっている中勢北部サイエンスシティは、今後10年間で造成区域の分譲を終える予定であること、②現在の中心市街地については、複数の拠点を配置することで都市核としての充実を図ることとしているが、広がった市域を考慮すると、今の中心市街地のエリアだけでは取組が難しい取組について検討の余地があること、③中部国際空港への海上アクセスや新名神高速道路などの交通アクセスの向上によって、中心市街地の活性化に波及効果をもたらすような新たな産業展開の可能性を模索する可能性があること、④まちづくり3法の趣旨からも、郊外への大規模商業施設等の立地が難しくなったこと。以上の点等を踏まえた、議論が必要であると考えています。津インターチェンジ周辺の土地利用については、例えば、世界からの海の玄関口である津なぎさまちの活かした機能、新名神高速道路や中勢バイパス開通による圏域内外との結節点という立地を活かした公的施設等の都市機能の配置、また、恵まれた農業資源を活かした機能の導入や改正されたまちづくり3法の趣旨を踏まえた誘客施設など、本市の求心力を高めていくためのポテンシャルの高い土地あると考えているところです。その具体化については、広大な市域を持つ県都としてふさわしい土地利用のあり方を明確にするため、津なぎさまちから大門・丸之内地区を経て津インターチェンジ周辺のゾーンについて、総合的かつ一体的な取組が必要であると考えていますことから、重点プログラムにて新都心軸の形成の位置づけたものです。本前期基本計画内において、この「軸」の形成の方向性について調査・研究を行うなど、行政、関係者、有識者等が一体となって取組を進めたいと考えています。
161 179 ページ	① 未来を拓く都市空間形成プログラム	○2の(1)において、久居駅東側周辺地区を「副都市核」としての重要な位置づけを与えるのなら、主な都市機能の具体的内容、整備手法、スケジュール等を記載すべきではないか。p.180の表に記載されているように平成20年度から実施するのであれば、記載可能と思われる。なお、表中、防衛庁は防衛省の誤り。	○2の(1) 久居駅周辺地区の位置づけ、また、その都市機能等については、基本構想案の「第3章土地利用構想」の「3 まちの骨格形成方向」において、(1)拠点の配置【交流拠点】においてお示ししています。 また、久居駅東側周辺地区の整備に係るスケジュール等については、旧久居市において進められていた防衛省との用地交換に係る事務等を行っており、来年度以降も継続していくものです。なお、用地交換が終了した後の事業展開については、民間活力を導入を基本としながら、本市の副都市核としてふさわしい機能等をもつ整備に向け、検討していきたいと考えています。 なお、表中の防衛庁につきましては、ご意見のとおり防衛庁を防衛省へ修正します。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
162	179 ページ ① 未来を拓く都市空間形成プログラム	1 新都心軸の形成について次の趣旨を追加願います。 156ページと同じ。 「都市部の河川沿いに河川桜並木公園を創出し、花の県都『津』としての新名所を創出して、賑わいをもたらす。」(各務原市の「桜の回廊」に負けないようにする。)	新都心軸については、津なぎさまちから中心市街地、近畿自動車道伊勢線津インターチェンジ周辺地区を結ぶ軸を考えていますことから、現時点においては、当該ご意見の実現は困難であると考えております。 なお、具体的な事業のご要望については、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。
163	183 ページ 1 まちづくり戦略プログラム ②自然の恵み価値創造プログラム	「(1)山と川と海のネットワークづくり」について、次の趣旨を追加願います。 「岩田川をはじめ、都市部の河川沿いに河川桜並木公園を創出することによって、人々が屋外のなかで健康的に憩い、交流が深まり、かつ、体力をつけるウォーキングなどができる空間を提供していく。」	個別事業のご要望については、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきますが、岩田川につきましては、岩田川水辺空間整備事業により、平成12年度に神戸地内に親水公園と桜つつみの整備を完了しており、現時点では、河川敷への桜つつみ事業の位置づけもないことから、ご意見の市部の河川沿いへの河川桜並木公園の整備は困難であると考えております。
164	185 ページ ③ 海に開くまちづくりプログラム	③ 海に開くまちづくりプログラム ○1において、津なぎさまちは既にオープンして数年が経過しているが、周辺地区における導入機能、土地利用等については既に何らかの計画が定まっているのではないかと(これから調査、研究するということが理解できない)。仮に記載のとおりだとした場合、平成21年度に調査研究が終了した後の、その成果に基づく整備事業のスケジュール等まで記載すべきではないか。	津なぎさまちの整備については、三重県が策定する「津松阪港湾計画」に位置づけられており、本市ではこれまで、その一部を「レッツ津！夢みなとプラン」として取り組んできましたが、両計画とも策定されてからかなりの期間が経過しており、その間に市町村合併を行うなど本市を取り巻く社会経済情勢等も大きく変化しています。 このため、現在の津市における津なぎさまち及び周辺地区に必要な機能等について、大門・丸之内地区等の中心市街地、津インターチェンジ周辺地区とあわせて新都心軸の形成に向けた検討を行っていきたいと考えています。
165	186 ページ ③ 海に開くまちづくりプログラム	○2の(3)において、本文4行目の「河芸町島崎町線の」は、2行上と重複するので削除。	○2の(3) ご意見のとおり削除します。
166	188 ページ 1 まちづくり戦略プログラム ④持続可能な地域形成プログラム	④ 持続可能な地域形成プログラム ○3において、新最終処分場の建設は市の喫緊の最重要課題であり、単に「新最終処分場建設推進事業の推進」と記載するのではなく、建設場所の選定、計画・設計の策定、建設工事、運用開始というように具体的な内容を明確に記載すべき。	○ご意見の趣旨は理解しますが、新最終処分場の整備については、現在、候補地がまだ決定していない状態であり、詳細について今のところ具体的に記載する段階に至っておりませんので、今後の個別具体の取り組みの中で明確にしていきたいと考えています。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
167 190 ページ	⑤ 歴史と文化の拠点形成プログラム ○1の1つ目の・「住環境に配慮しつつ保全を図る」 ○表中 実施時期	○1の1つ目の・において、「住環境に配慮しつつ保全を図る」という表現は歴史的資源について何も手を加えずに保存する意味に受け取れるが、歴史的価値を損なわない範囲で手を加えることや、まちづくりの一環として創造的な行為を付加することも排除すべきではなく、「保全」の次に「整備」をつけ加えてはどうか。 ○表中、実施時期が平成20年度～平成24年度と5年間に限られているが、この5年間で全事業を完了させるという意味か(第1次の事業であって継続的に事業を進めるのであれば、その旨が読み取れるような記載内容とすべき)	○歴史的資源に何も手を加えずに保存する意味ではなく、「住環境に配慮しつつ、保全を図る」ものですので、原文のままとします。 ○一身田寺内町まちづくり交付金事業は、この5年間で完了します。
168 192 ページ	⑤ 歴史と文化の拠点形成プログラム 千歳山の保全と活用 博物館誘致	博物館候補地として、千歳山と総合文化センター近くがあがっていますが、千歳山への誘致に賛成します。県文近くにさらに施設ができると、津駅周辺の渋滞がさらに悪化します。	○三重県が進める新しい博物館の整備については、これまでも三重県に対し、本市の区域内に整備が図られるよう、総合文化ゾーンとして、三重県総合文化センター隣接地への整備についての要望を行ってきているところです。 千歳山に係る本市への寄付に関し、三重県議会ででの新博物館の整備に係る検討において千歳山を候補地の一つとした報道がなされていますが、千歳山への博物館整備についても一つの候補地として考えられますが、道路整備をはじめとした課題もあります。 最終的な建設地の決定は、三重県においてなされますので、本市といたしましては本市の区域内に整備が図られるよう、引き続き三重県への要望を行っていきたくと考えています。
169 192 ページ	○4の表中 事業概要	○4の表中、事業概要が「千歳山整備構想の策定と公園整備事業の着手」となっているが、実施時期が平成24年度までの5年間であるから、「着手」ではなく「実施」とすべきではないか。ただし、構想をこれから策定するという段階において、事業手法を「公園整備事業」と特定することは妥当なのか。	○千歳山については、藤堂藩の鷹狩場や第16代久太夫川喜多半泥子の創作の地であったことなど、歴史的な経緯もありますことから、その整備に当たっては、文化的側面や環境面等を活かした市民の憩いの場としての公園として保全、活用を図っていくこととし、目標別計画「公園緑地の整備・管理及び緑化の推進」の(2)-①公園の整備推進において位置付けを行っているところです。 また、整備に当たっては、公園としての整備構想を市民参加のもとに策定を進めし、平成24年度の公園整備着手を目指しています。
170 192 ページ	⑤ 歴史と文化の拠点形成プログラム 文化芸術の拠点性の向上	これには反対します。三重県は特に教育委員会の既得権益が強く、もともと三重大は旧制師範学校であったためです。現在、国の政策として地方の公立大学等への補助減らしがあり、いずれ三重大は私学化させられるか、工学部、医学部などは名古屋大学などへ吸収されるか、など、消滅させられると思います。文化政策で本当に必要なのは個人の文化活動に教育委員会など公的機関が関与することではなく、産業振興としての営利目的であるコンテンツ産業の誘致と振興の方です。一方、将来道州制が進められると三重県という自治体機関そのものが消滅しますので、文化系大学としての三重大を中心とする拠点性は将来的に意味を持ち得ません。コンテンツ産業振興は、既に鈴鹿市と四日市市が、経済産業省やJETRO、高専と京都や東京、あるいは海外の大学と提携しすでに始められています。	○当該項目の趣旨は、三重県が検討を進める「新しい博物館」の本市への整備の促進と、合併したことにより多くの文化ホールなどを有することとなったことから、市民文化の醸成に向けた施設の有効活用に関する観点を記述したものであり、ご意見にあるように、三重大を拠点とした文化の振興を意図したものではありません。

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
171	193 ページ	⑥健康とスポーツの振興プログラム ○2「全国規模のウォーキング大会の開催」	○2の本文中「全国規模のウォーキング大会の開催」に触れているが、その下の表にその事業を記載すべきではないか	○前期基本計画では、本市の多様な地域資源を活かした新たなウォーキングコースの設定について、まちづくり戦略プログラムや地域かがやきプログラム等で記述しているところです。前期計画期間においてコースの設定を進めつつ、全国規模の大会の開催に向けた取組を進めていきたいと思います。
172	193 ページ	1 まち歩きによる健康づくりの推進について	「岩田川をはじめ、都市部の河川沿いに河川桜並木公園を創出することによって、人々が屋外の自然の中で健康的に憩い、交流が深まり、かつ体力をつけるウォーキングなどができる空間を提供していく。」	○ウォーキングコースの設定につきましては、市域全体をとらえ市内各地の自然や歴史など多様な資源を活用したコースを検討していきたいと考えています。
173	194 ページ	○3 健康づくりやスポーツ振興に取り組むための地域のネットワークづくり	○3の本文は、担当部局の通常業務を記載したに過ぎないような内容だが、重点プログラムとしての内容を明確に記載すべきではないか。	○本市は合併して地域も広がり、健康づくりやスポーツ振興に取り組むための地域のネットワークを意識的に作る事は重点的な課題であると考えます。特に健康づくりやスポーツを続けるためには、地域での仲間づくりや関係する団体同士のつながりが必要であることから、当該項目で取り上げたところです。
174	194 ページ	○4 総合的なスポーツ施設の整備 「早期着工に向けた取組」	○4において「県都にふさわしい総合的なスポーツ施設の整備」が明記されており、表中の事業概要には「早期着工に向けた取組」と記載されているが、このような重要な大型施設の整備であれば、基本方針の検討、基本計画の策定など、順を追って、拙速とならないよう、市民参画のもと内容を詰めていくべきであり、そのような姿勢とスケジュールを明確に示すべきではないか。	○ご意見につきましては、前期基本計画との整合のもとに策定する「生涯学習スポーツ振興計画」などで、より具体的な取組をお示ししていきたいと思います。
2 元気づくりプログラム				
175	196 ページ	① 住みやすさ向上プログラム	○本プログラムには次ページの「消防防災指導センター」の設置運営も含まれるが、その想定事業費が30百万円では少なすぎるのではないか。	○本プログラムの想定事業費については、プログラムを構成する事業が地域住民が主体、または協働で行うソフト事業が中心であること、また(仮称)消防防災指導センターについては、既存の施設等を有効活用しながら運営しており、ハード整備を伴わないことから、当該事業費を想定しています。
176	197 ページ	② 元気な人づくりプログラム ○1の2つ目の・「健康都市教育」 ○1の3つ目の・「元気な津市づくりを担う人材育成」	○1の2つ目の・において、「健康都市教育」という言葉は聞き慣れない、意味がはっきりしない用語だが、分かりやすい表現に改められないか。 ○1の3つ目の・において、「元気な津市づくりを担う人材育成」とはどういうものか、分かりやすく具体的な説明を加えて頂けないか。	○本基本計画にも掲げられている市の将来像「…元気あふれる美しい県都」の「元気」の源は「健康」であるとの考えと、市内の4つの大学、短期大学が共に取り組めるテーマは「健康」(「食育」(三重短大)「子育て」(高田短大)、「地域医療」(地域医療)、「環境」(医療)等(三重大学))であるとの考えから、「健康な都市を目指そうとする大学、地域連携の取組」を表す言葉として用いています。 ○「元気な津市づくりを担う」とは、上記のとおり津市の将来像の「元気あふれる美しい県都」から用いている言葉であり、一般的にはまちづくりの担い手を育成することを意味しています。

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
177	198 ページ	○3の最初の2つの・	○3の最初の2つの・は、ごく一般的な市民参加の取り組みに関する記述内容に見えるが、この2つが「津市げんき大学」の施策なのか。	○ご意見の内容については、津市げんき大学の今後の活動を具体的に記述したものです。
178	200 ページ	③ 若者定住プログラム ○2の1つ目の・ 「津地区次世代育成支援行動計画」	○2の1つ目の・において「津地区次世代育成支援行動計画」は計画期間が平成17～21年度となっているが、この継続事業についても下の表に記載すべきではないのか。	○津市総合計画前期基本計画を受けて、その下位計画である次世代育成支援行動計画に基づき各子育て施策を実施する観点から、ご意見にあります継続事業の具体的な掲載はしていません。
179	201 ページ	④ 交流による活力創造プログラム	○1において、「まち歩きシステム」の定義を簡単に書き加えて頂きたい。前掲のように「散策路の整備」であれば、素直にそのように書いた方が分かりやすい。	○1 市内各地域に点在するそれぞれの特性を活かしたセラピーロードや歴史文化や自然散策コースなどの総称を「まち歩きコース」といい、市内全域に設定するこれらのコースと、市内都心部を結ぶループバスの運行を図るなど、観光資源等と組み合わせることによって交流人口の拡大をめざすものです。
180	202 ページ	④ 交流による活力創造プログラム	○3の(1)において、「交流人口100万人の創出をめざした取組」、「地域に根ざした新たな事業」の内容が判然としないので、具体的な記述を加えて分かりやすいものにして頂きたい。	○3の(1) 総合計画基本構想において、交流人口100万人の新たな創出をめざすものとしています。当該項目については、各目標別計画において「交流による活力創造」に資する施策、事業の展開方向等をプログラムとして構成しているもので、様々な機会を捉えて、交流人口100万人の創出に向けた取組を進めていこうというものです。
181	202 ページ	④ 交流による活力創造プログラム	3 交流人口100万人の創出をめざした取組について次の趣旨を追加願います。 「都市部の河川沿いに河川桜並木公園を造成し、花の県都「津」としての新名所を創出して、県外からも多数の人々が訪れ、賑わいをもたらすようにする。」	3 交流人口100万人の創出をめざした取組 当該項目においては、「(2) 拠点の形成を通じた新たな交流の創出」の6つめの施策「豊かな自然環境などを活かした～」において、ご意見の趣旨を踏まえた、本市の魅力ある観光エリア等の創出について、具体的な事業展開の方向性をお示ししています。 なお、具体的な事業のご要望については、各事業の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
182 203 ページ	④ 交流による活力創造プログラム	○3の(2)の4つ目の・において、新たな産業交流拠点機能を「中心市街地の活性化に寄与し、(略)新都心軸の形成を図る」ものと説明しているが、郊外の交通結節点にまとめた規模の産業交流拠点を整備すれば、中心市街地の衰退を招くことはあっても、その活性化に寄与することは理論上あり得ないし、我が国のどこにもそのような先例はないので、記述を改める(削除する)べき。	○本計画の基本構想においては、県都としての本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用の誘導を位置づけ、津インターチェンジ周辺の土地利用などを位置づけているものです。 その背景には、①現在、産業業務機能の受け皿となっている中勢北部サイエンスシティは、今後10年間で造成区域の分譲を終える予定であること、②現在の中心市街地については、複数の拠点を配置することで都市核としての充実を図ることとしているが、広くなった市域を考慮すると、今の中心市街地のエリアだけでは取組が難しい取組について検討の余地があること、③中部国際空港への海上アクセスや新名神高速道路などの交通アクセスの向上によって、中心市街地の活性化に波及効果をもたらすような新たな産業展開の可能性を模索する可能性があること、④まちづくり3法の趣旨からも、郊外への大規模商業施設等の立地が難しくなったこと。以上の点等を踏まえた、議論が必要であると考えています。 津インターチェンジ周辺の土地利用については、例えば、世界からの海の玄関口である津なぎまちの活かした機能、新名神高速道路や中勢バイパス開通による圏域内外との結節点という立地を活かした公的施設等の都市機能の配置、また、恵まれた農業資源を活かした機能の導入や改正されたまちづくり3法の趣旨を踏まえた誘客施設など、本市の求心力を高めていくために多大な可能性を持ったポテンシャルの高い土地であると考えているところです。その具体化については、広大な市域を持つ県都としてふさわしい土地利用のあり方を明確にするため、津なぎさまちから大門・丸之内地区を経て津インターチェンジ周辺のゾーンについて、総合的かつ一体的な取組が必要であると考えていますことから、重点プログラムにて新都心軸の形成の位置づけたものです。本前期基本計画内において、この「軸」の形成の方向性について調査・研究を行うなど、行政、関係者、有識者等が一体となって取組を進めたいと考えています。
183 204 ページ	⑤ 津らしさ実感プログラム ○1の2つ目の・千歳山において「施設の整備に取り組みます」	○1の2つ目の・において、千歳山において「施設の整備に取り組みます」と記述しているが、これから整備構想の策定に着手するものについて「施設の整備」と明記することは差し控えるべきではないか。	○千歳山については、文化的側面や環境面等を活かした市民の憩いの場としての公園として保全、活用を図っていくこととし、目標別計画「公園緑地の整備・管理及び緑化の推進」の(2)ー①公園の整備推進において位置付けを行い、平成20年度から公園としての整備構想を市民参加のもとに策定を進め、平成24年度の公園整備着手を目指しています。 このことから、公園として市民に開放していくためには歩道等の関係施設の整備が伴うものと考えています。
3 地域かがやきプログラム			
184 207 ページ	① 東部エリア	東部エリアについて、次の趣旨を追加願います。 ア「住民が自ら積極的に健康増進を行うようにするために、特に岩田川をはじめ、都市部の河川沿いに河川桜並木公園を創出し、屋外の自然のなかで健康的に憩い、交流を図り、かつ、体力をつけるウォーキングなどができる空間を提供していく。」 イ「新町地区南部地域の道路事情は劣悪であるため、交通安全の確保、大地震の災害対策、救急・救助体制の一環として、生活の生命線である都市計画道路“上浜元町線”を早期に完成させる。」	東部エリアをはじめとする4つのエリア区分に沿った「地域かがやきプログラム」については、特色ある地域振興を目的とするもので、東部エリアにおいては、知の拠点としての情報発信、地域を担う人づくり、地域連携による交流の推進を主な柱として、個性が輝く地域づくりを進めることとしています。 ご質問の趣旨については、今後の計画に基づく、良好な景観の形成、あるいは、市内道路整備の推進に際しての参考とさせていただきます。と思います。

ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
185	209 ページ ①東部エリア	① 東部エリア ～キラリと輝く人づくり・まちづくり～ ○3の(1)の標題「鉄道で巡るおもてなしルートの設定」と本文とは内容が合っていないので整合を図るべき(ただし、後ろの表には「ルート設定」「情報マップの作成」が出てくる)。	○ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・鉄道網の持つ魅力を活かし、津駅、久居駅等を基点に、四季折々の景観を求めての散策や歴史文化を探访できるルートの設定、また、ちょっと一休みできる味どころなど「おもてなし旅情報」の発信で、地域再発見・交流に努めます。
186	210 ページ ①東部エリア	○3の(4)において、ユニバーサルデザインの実施が活発な香良洲地域において記述のような施策を行うことは先導的な役割を持たせる観点から意義があるが、それを取組の遅れている他の地域に波及させる施策も併せて講じるべきではないか。	○当該地域においては、市民及び地域の自主的な活動団体等がユニバーサルデザインについて積極的に取り組んでいる地域であることから、それら取組の成果等を他の地域にも広げていけるよう支援していきたいと考えています。
187	211 ページ ①東部エリア	○表中、寺内町まちづくり活動の事業概要の欄で、「地域の主体の」の最初の「の」は削除。	○ご意見のとおり修正します。
第5章 計画を推進するために			
188	224 ページ 第2項 行政経営システムの構築	第2項 行政経営システムの構築 ○(3)において、「市民とのパートナーシップに基づく行政運営を展開します」の意味がはっきりしないので、分かりやすく具体的な表現にしたい。	行政運営については、協働による取組が最も重要であるという考えから、具体的な例示等を避け、行政全体に関わる表現としています。
189	224 ページ 第1項 行財政改革の推進による健全財政の確保	(4)健全な財政運営の推進について次の趣旨を追加願います。 「都市計画道路予定地(上浜元町線・新町地区南部内)で大手業者による大きなアパートの建設が許可され、工事が進められています。将来、道路建設時には、立ち退きに伴う余分な巨額の財政支出が必要です。財政改革でいくら節約を奨励しても、他方では、巨額の無駄な支出が行われ、財政がさらに困窮することになります。財政改革を根本から、見直していくことが、絶対、必要です。」	健全な財政運営の推進については、短期的な視点からの事業コストの縮減はもとより、長期的な視点からのライフサイクルコストの縮減や環境対策等の社会的コストの縮減など、総合的な視点に立ったコスト縮減に向けた取組を進めるという記述をしています。
全般的な意見			
190	— ページ —	施策ごとに「継続、新規、一部新規、見直し(縮小、拡大)」などの分類を明記すべきではないか(既存施策との関係が不明なため)。	総合計画については、合併以前の各市町村の計画は失効し、今回の総合計画が津市の最初の総合計画となります。これまでの事業は、ほとんどが旧市町村の継続事業であったことから、最初の総合計画については、継続、新規等の分類は行っていません。3年後の中間見直しから、検討したいと思います。
191	— ページ —	新たな制度の創設という記述は、個別に見れば前向きで積極的な政策姿勢とも取れるが、……	新たな制度の創設については、ほとんどの場合、合併調整がされずに、旧市町村から引き継いできたもので、地域間でバラつきのあるものについて、新たな制度の創設により統一を図ろうとするものです。

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
192	— ページ —		「津市産業振興ビジョン」が、各産業の切り札であるかのような位置づけとなっているが、このビジョンは、いつ、どのようなプロセスで策定し、その内容はどのようなものになるのか、本計画の中で明確にすべき。	今回の総合計画は、新市で最初の総合計画ということもあり、40程の部門別計画が、同時に策定、あるいは総合計画に基づいて策定の予定です。「津市産業振興ビジョン」についても、総合計画での課題や方針に沿って現在策定中のものであり、具体的には、ここの部門別計画で示すこととしています。
193	— ページ —		目標として掲げられたものは基本的に「アウトプット目標」であり、その算出根拠が示されていないのでその目標が適切かどうか、十分かどうか、又、それを達成すると市民の生活がどう変わるかが不明である。できるだけ、アウトカム目標を掲げることいすべきではないか。	現状と課題に対応した、基本施策の目標については、アウトカム指標の目標を掲げることが好ましいと考えますが、指標の算出のために労力を要したり、アウトカム指標になじまない施策もあることから、個々の施策について、可能なものについて指標の見直しを行い、なじまないものについては、削除しました。
194	— ページ —		また、5年後の目標値が示されているが、長期的な「最終的な」目標がどこに置かれているのかということも重要な情報である。それによって本計画の目標が十分かどうか判断できるし、最終ゴールまでの到達状況によって受け止め方も異なってくるので、長期的な「目標」もあわせて表示していただきたい。	基本構想において、10年後の施策の数値目標については設定しておりませんが、基本計画の目標においては、10年後の目標、県総合計画からの目標、参考とすべき都市の目標値など、それぞれの施策にあった考えのもとに、成果目標、努力目標を設定していますが、詳細については、計画への掲載は行っていません。
195	— ページ —		施策の取組指標が、その前の施策との関連がなく唐突に出てくるのはいかがなものか。	取組指標については、各小施策の最後のページにまとめて掲載します。施策や事業に連動しない目標については、見直しています。
196	— ページ —		指標として頻繁に採用されている「満足度」は、市民アンケートを行って測定するのか(現状については、既にアンケートで把握したものなのか)。また、「認知度」は、何をもって「認知している」と分類するものなのか。	市民満足度については、合併後の総合計画策定のため、合併前に10市町村を対象に行った、アンケート調査結果により、設定しています。認知度については、県の個々の計画において、アンケート調査により、各市町の現状と目標が示されているものですが、認知のレベルなど曖昧さもあり、指標から削除しました。
197	— ページ —		個別施策ごとの方針、計画等の策定が多数位置づけられているが、全体として整理・統合・体系化・すべきではないか。又、方針や計画の策定そのものを重要な施策としてしっかりと位置づけるべきではないか(別の表現の表題の中に潜り込んでいるものが多い)。また、その趣旨、目的、主な内容について明示すべき(さもなければ、ブラックボックス化し、悪しき先送りになりかねない)。	総合計画に連動した部門別計画については、極力策定年度を含め記述することとしています。が、別途全体計画概要について整理する必要があると考えています。
198	— ページ —		施策は、基本的に達成状況が評価・検証できるものにすべき(単なる施策集に過ぎないような記述が多すぎる)。	前期基本計画試案で記述した各施策は、本市が今後5年間に取り組むべき内容を市民にお示しするものとして編成したものであり、ご意見をいただいた内容だけにとどまるものではないと考えます。
199	— ページ —		重点プログラムについては、プログラムごとに想定事業費の総額を記載しているが、それを構成する主な事業ごとの内容についても記載すべきではないか。	重点プログラムの事業費については、現段階の事業費の想定であり、今後の事業の実施段階では流動的であることから、各プログラムの目安として総枠を示したものです。

	ページ	該当する文章等	意見の概要	意見に対する考え方
200	— ページ	—	重点プログラムが全て平成20年度から新規着手であるように書かれているが、既存施策の継続事業も数多くあるはずであり、区別できるような表現に改めるべき。	上述のとおり、当該計画において新規、継続等の事業の区別は行っておらず、総合計画の開始年度以降での記述に統一しています。
201	— ページ	—	巻末に用語解説が設けられているのは理解の助けになるが、本文中でその用語が出てきた際に*印などでわかるようにしていただきたい。	ご意見を踏まえ、最終の印刷製本時には文中の対象となる用語に*印で判別できるようにします。